



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 29 年 10 月

千葉県人事委員会



人委給第94号

平成29年10月13日

千葉県議会議長 小高伸太様

千葉県知事 鈴木栄治様

千葉県人事委員会

委員長 川野辺 二郎

## 職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

## ( 目 次 )

### 別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	4
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 特別給	
5	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
6	人事院の報告及び勧告の概要	5
7	本年の給与改定	6
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 本年の給与改定	
8	住居手当	8
9	教員給与の見直し	9
10	再任用職員の給与	9
11	高齢層職員の給与	9
12	給与改定実施の要請	9

別紙第2	勧告	11
------	----	----

### 別紙第3 公務運営に関する報告

1	多様で有為な人材の確保	49
2	能力・実績に基づく人事管理	49
3	勤務環境の整備	50
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 仕事と家庭の両立支援の推進	
	(4) ハラスメント防止対策	
4	高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）	53
5	臨時・非常勤職員制度への対応	54

## 職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

### 1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。民間準拠を基本とするのは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

## 2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「平成29年人事統計に関する報告」によると、在職者は52,845人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,024人であって、その平均年齢は40.6歳であり、男女別構成は男61.8%、女38.2%、学歴別構成は大学卒57.8%、短大卒13.6%、高校卒28.6%、中学卒0.0%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において371,782円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は396,515円となる。

(報告資料第1表～第3表)

## 3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した380の事業所について「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、家族手当及び賞与等の特別給の支給状況等についても調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も89.9%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

## 4 職員の給与と民間給与との比較

### (1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均1,248円（0.33%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第23表）

## （2）特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.41月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.30月）を上回っている。

（報告資料第16表）

## 5 物価及び生計費

### （1）物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.4%上昇しており、千葉市では0.3%の上昇となっている。

（報告資料第25表）

### （2）標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で173,380円、3人世帯で201,000円、4人世帯で228,650円となった。

（報告資料第24表）

## 6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均631円（0.15%）上回って

いることから、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおいて平成30年度に予定していた本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を実施することとしている。特別給については、民間の支給割合が国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を0.12月分上回っていることから、支給月数を0.10月分引き上げることとしている。

加えて、平成30年度の措置として、給与制度の総合的見直しに関し、本府省業務調整手当の手当額の引上げを行うこと、また、給与制度の総合的見直しに係る経過措置に要する原資を確保するために実施された平成27年1月1日の昇給における昇給号俸数の1号俸抑制について、当該経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に昇給の回復を行うこととしている。

(報告資料〈参考〉人事院勧告の骨子)

## 7 本年の給与改定

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与改定についての本委員会の見解は、次のとおりである。

### (1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。

本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約9割の民間事業所において定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は28.5%（昨年23.6%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.2%（同0.3%）となっており、昨年と比べてベースアップを実施した事業所の割合が増加している。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を1,248円（0.33%）上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げる必要があると判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり給与を改定することが適当であると考えます。

## (2) 本年の給与改定

### ア 月例給

(1)の改定についての考え方にに基づき、以下の内容のとおり月例給を改定することとする。

#### (ア) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて、給料月額改定を行う必要がある。(平均改定率 0.2%)

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。ただし、教育職給料表(二)の1級については、実習助手等の給与水準を考慮し、全国人事委員会連合会が作成したモデル給料表の改定率を用い、改定を行うこととする。

#### (イ) 地域手当

地域手当の支給割合については、(ア)の給料表の改定を行っても残ることとなる民間給与との較差を解消するため、千葉県内に在勤する職員は9.2%、東京都特別区に在勤する職員は17.2%に引き上げることとする。

#### (ウ) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、国に準じて改定する必要がある。

月例給の改定による行政職給料表適用者の改定額（率）は、次のとおりとなる。

改定（月例給）の内訳

項目	改定額(率)
給料の月額	5 2 2 円 (0. 1 4 %)
地域手当	6 7 8 円 (0. 1 8 %)
はね返り分等	4 8 円 (0. 0 1 %)
計	1, 2 4 8 円 (0. 3 3 %)

(注) 「はね返り分」とは、地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の額が、給料の月額等の改定に伴い増減することによる分をいう。

なお、給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額を受ける職員について、その大半は、給料表の引上げ改定を行っても実際に支給される給料の月額は増加しないため、上表のとおり、給料の月額改定率（0.14%）は給料表の平均改定率（0.2%）に比べて小さくなっている。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする必要がある。支給月数の引上げ分については、人事院勧告の内容に準じて、勤勉手当を引き上げることとする。

ウ 改定の実施時期

アの改定は、平成29年4月1日から実施することとし、イについては、人事院勧告の内容に準じ実施することとする。

## 8 住居手当

人事院は、住居手当については、受給者の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、必要な検討を行っていくこととしていることから、本県としても、その状況を注視していく必要がある。

## 9 教員給与の見直し

教員給与に関しては、引き続きメリハリある教員給与体系を実現する観点から、共通給料表導入後の職員の状況、他の都道府県の動向、また教育委員会の意見等も踏まえながら、職務の実態に応じた給与上の措置の見直し、職務・職責に応じた適切な処遇について検討を進める必要がある。

また、部活動指導に対する教員の負担の実態を考慮し、教員特殊業務手当を充実する必要がある。

## 10 再任用職員の給与

人事院は、再任用職員の給与の在り方については、民間企業の再雇用者の給与の動向や再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくこととしていることから、本県としても、引き続きその状況を注視していく必要がある。

## 11 高齢層職員の給与

55歳を超える職員の昇給制度については、国に準じて平成26年度から原則として昇給停止としているが、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても1号給昇給ができることとしているところである。

今後、人事評価制度における評価結果の給与への活用が本格的に実施されることなどから、当該措置の廃止について検討する必要がある。

## 12 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。



## 別紙第2

# 勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

### 1 本年の給与改定関係

#### (1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

#### (2) 地域手当について

地域手当の支給割合を、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

ア 甲地 100分の17.2

イ 乙地 100分の9.2

#### (3) 初任給調整手当について

医師及び歯科医師に対する支給月額を308,300円とすること。

#### (4) 期末手当・勤勉手当について

ア 平成29年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.45月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.55月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.425月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.525月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

## 2 改定の実施時期等

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)のアについては平成29年12月1日から、1の(4)のイについては平成30年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		

43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			

	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
	94		294,400	342,200	381,100						
	95		294,800	342,700	381,500						
	96		295,200	343,100	381,900						
	97		295,400	343,200	382,200						
	98		295,700	343,700							
	99		296,100	344,100							
	100		296,500	344,400							
	101		296,700	344,700							
	102		297,000	345,100							
	103		297,400	345,500							
	104		297,700	345,900							
	105		297,900	346,400							
	106		298,200	346,800							
	107		298,600	347,200							
	108		298,900	347,600							
	109		299,100	348,100							
	110		299,500	348,500							
	111		299,900	348,800							
	112		300,200	349,100							
	113		300,300	349,600							
	114		300,600								
	115		300,900								
	116		301,300								
	117		301,500								
	118		301,700								
	119		302,000								
	120		302,300								
	121		302,700								
	122		302,900								
	123		303,200								
	124		303,500								
	125		303,800								
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000
任期付職員		151,500	192,700	225,200	255,300	273,100	293,500	325,000	360,600	405,200	521,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

## 公 安 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300
再任 職員 以外 の 職員	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100
	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000

43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400
44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800
45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100
46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	
47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	
48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400	
49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900	
50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200	
51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500	
52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900	
53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300	
54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500	
55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800	
56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000	
57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400	
58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600	
59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800	
60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000	
61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400	
62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900		
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200		
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500		
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800		
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100		
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400		
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700		
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900		
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200		
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500		
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800		
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000		
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300		
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600		
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900		
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100		
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400		
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700		
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000		
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200		
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500		
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800		
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100		
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300		
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100			
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400			
88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600			
89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800			
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100			

91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800
94	300,200	323,800	350,200	383,800	415,700	
95	301,300	325,200	351,700	384,400	416,100	
96	302,600	326,500	353,200	384,900	416,500	
97	303,700	327,700	354,500	385,300	416,800	
98	304,900	329,000	355,700	385,700		
99	306,100	330,300	356,800	386,300		
100	307,300	331,600	358,000	386,800		
101	308,500	333,000	359,100	387,200		
102	309,500	333,900	360,200	387,700		
103	310,600	335,000	361,300	388,300		
104	311,600	336,200	362,500	388,800		
105	312,400	337,300	363,700	389,100		
106	313,000	338,400	364,200	389,500		
107	313,600	339,400	364,800	390,000		
108	314,300	340,500	365,400	390,300		
109	314,800	341,700	366,000	390,600		
110	315,300	342,700	366,500	391,100		
111	315,800	343,700	367,000	391,600		
112	316,400	344,600	367,500	392,100		
113	317,200	345,500	367,900	392,400		
114	317,900	346,400	368,300	392,900		
115	318,600	347,400	368,900	393,400		
116	319,300	348,400	369,400	393,900		
117	319,900	349,400	369,800	394,200		
118	320,700	349,900	370,300	394,700		
119	321,400	350,500	370,900	395,200		
120	322,200	351,100	371,400	395,700		
121	322,800	351,400	371,500	396,100		
122	323,100	351,800	372,100	396,600		
123	323,600	352,300	372,600	397,000		
124	324,100	352,700	373,000	397,500		
125	324,400	353,100	373,500	397,900		
126		353,500	374,000			
127		354,000	374,500			
128		354,400	375,000			
129		354,800	375,300			
130		355,200	375,800			
131		355,600	376,300			
132		356,000	376,800			
133		356,200	377,100			
134		356,700	377,600			
135		357,100	378,000			
136		357,400	378,400			
137		357,700	378,700			
138		358,100	379,200			

	139		358,600	379,700						
	140		359,100	380,200						
	141		359,400	380,500						
	142		359,900							
	143		360,400							
	144		360,900							
	145		361,200							
再任用職員		241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

## 教育職給料表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	273,900	321,200	405,100
	2	215,200	276,900	324,100	407,400
	3	217,400	279,700	327,200	409,800
	4	219,600	282,500	330,200	412,300
	5	221,700	285,300	333,400	414,600
	6	223,900	287,800	336,200	417,100
	7	226,100	290,000	338,800	419,300
	8	228,200	292,400	341,500	421,800
	9	230,500	295,100	344,500	423,500
	10	232,900	297,600	347,500	426,000
	11	235,300	300,000	350,600	428,400
	12	237,700	302,600	353,900	430,700
	13	240,000	305,000	356,800	432,100
	14	242,400	307,000	358,900	434,300
	15	244,800	309,100	361,200	436,500
	16	247,200	311,000	363,800	438,800
	17	249,300	313,200	366,200	441,100
	18	252,400	315,400	368,400	443,500
	19	255,500	317,400	370,700	445,800
	20	258,600	319,400	372,800	448,200
	21	261,500	321,400	374,900	450,300
	22	264,500	323,900	377,000	452,600
	23	267,400	326,500	379,100	455,000
	24	270,300	329,300	381,100	457,300
再任 用職 員以 外の 職員	25	273,100	331,400	382,700	459,300
	26	275,700	333,600	384,500	461,500
	27	278,200	335,800	386,300	463,600
	28	280,900	338,300	388,200	465,800
	29	283,800	340,700	390,100	467,900
	30	286,200	342,900	391,800	470,200
	31	288,400	345,000	393,500	472,400
	32	290,800	346,900	395,200	474,500
	33	293,200	349,100	396,900	476,400
	34	295,400	351,400	398,700	478,500
	35	297,900	353,700	400,200	480,800
	36	300,200	355,900	402,000	483,000
	37	302,700	357,600	403,100	485,100
	38	304,400	359,600	404,700	487,100
	39	306,100	361,700	406,300	489,000
	40	307,800	363,600	407,800	490,900
	41	309,700	365,500	408,800	492,900
	42	310,500	367,400	410,400	494,800

43	311,400	369,200	411,900	496,500
44	312,300	371,000	413,500	498,400
45	313,200	372,900	414,900	500,300
46	314,300	374,700	416,500	502,100
47	315,200	376,200	417,900	503,900
48	316,300	378,000	419,500	505,800
49	317,300	379,500	420,900	507,500
50	318,400	381,100	422,200	509,200
51	319,300	382,900	423,500	511,000
52	320,200	384,600	424,800	512,900
53	321,400	385,700	425,500	514,500
54	322,400	387,200	426,500	516,100
55	323,400	388,600	427,400	517,800
56	324,400	390,200	428,300	519,400
57	325,300	391,600	429,200	521,000
58	326,400	393,000	430,100	522,300
59	327,500	394,300	431,000	523,600
60	328,500	395,800	431,900	524,800
61	329,500	397,100	432,800	526,000
62	330,500	398,500	433,700	527,000
63	331,600	400,000	434,700	528,000
64	332,700	401,500	435,800	529,000
65	333,500	402,500	436,700	529,600
66	334,600	403,600	437,700	530,500
67	335,300	404,600	438,700	531,400
68	336,400	405,700	439,600	532,300
69	337,000	406,700	440,600	533,200
70	338,100	407,600	441,600	534,000
71	339,100	408,400	442,500	534,700
72	340,200	409,200	443,500	535,200
73	340,600	410,000	444,500	535,900
74	341,600	410,900	445,400	536,400
75	342,600	411,700	446,300	537,200
76	343,600	412,500	447,300	537,800
77	344,600	413,200	448,100	538,300
78	345,600	413,600	448,600	
79	346,500	413,900	449,300	
80	347,400	414,200	449,900	
81	348,400	414,500	450,700	
82	349,400	414,800	451,400	
83	350,400	415,000	451,700	
84	351,400	415,300	452,300	
85	352,000	415,600	452,700	
86	352,600	415,900	453,000	
87	353,200	416,200	453,300	
88	353,800	416,500	453,600	
89	354,400	416,700	453,900	
90	354,800	417,000		

91	355,200	417,300		
92	355,700	417,600		
93	356,200	417,800		
94	356,600	418,100		
95	357,100	418,400		
96	357,600	418,700		
97	358,200	418,900		
98	358,700	419,200		
99	359,100	419,500		
100	359,600	419,700		
101	360,000	419,900		
102	360,500	420,200		
103	360,800	420,500		
104	361,300	420,700		
105	361,800	420,900		
106	362,200			
107	362,700			
108	363,200			
109	363,600			
110	364,100			
111	364,600			
112	365,000			
113	365,400			
114	365,800			
115	366,300			
116	366,700			
117	367,100			
118	367,500			
119	368,000			
120	368,400			
121	368,700			
122	369,100			
123	369,600			
124	369,900			
125	370,300			
126	370,800			
127	371,300			
128	371,700			
129	372,100			
再任用職員	282,400	293,400	315,300	399,300

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,600	172,700	261,100	290,100	406,300
	2	160,100	174,800	263,600	292,700	407,800
	3	161,600	176,900	265,900	295,600	409,300
	4	163,100	179,100	268,200	298,100	410,800
	5	164,800	181,100	270,800	300,600	412,200
	6	166,800	183,300	273,200	303,000	413,600
	7	168,600	185,500	275,400	305,300	415,100
	8	170,400	187,700	277,600	307,700	416,700
	9	172,200	190,000	279,900	310,100	418,100
	10	174,400	192,800	282,200	312,700	419,500
	11	176,400	195,500	284,600	315,400	420,900
	12	178,400	198,200	286,800	318,300	422,200
	13	180,500	201,100	289,200	320,800	423,500
	14	182,700	202,800	291,300	322,800	424,900
	15	184,900	204,500	293,200	324,800	426,300
	16	187,100	206,200	295,200	327,100	427,700
	17	189,400	208,000	297,300	329,200	428,900
	18	192,100	209,700	299,800	331,400	430,200
	19	194,600	211,400	302,300	333,700	431,400
	20	197,100	213,000	305,000	335,800	432,700
	21	199,600	214,800	307,300	338,100	433,800
	22	201,300	216,700	309,900	340,300	435,000
	23	203,000	218,600	312,200	342,600	436,300
	24	204,700	220,500	314,900	344,900	437,600
	25	206,200	222,200	317,500	346,700	438,900
	26	207,800	224,200	319,800	348,500	440,100
	27	209,400	226,200	322,200	350,400	441,100
	28	210,900	228,200	324,400	352,300	442,200
	29	212,600	230,100	326,700	354,100	443,400
	30	214,300	232,800	328,700	355,900	444,200
	31	216,000	235,500	330,900	357,600	445,000
	32	217,700	238,200	333,100	359,500	445,900
	33	219,200	240,800	335,000	361,000	446,800
	34	220,900	243,600	337,100	362,700	447,300
	35	222,600	246,200	339,200	364,200	447,800
	36	224,300	248,900	341,200	366,000	448,300
	37	225,900	251,400	343,200	367,900	448,800
	38	227,600	253,900	345,100	369,400	449,300
	39	229,300	256,400	347,100	370,800	449,800
	40	231,000	258,700	349,000	372,400	450,300
	41	232,700	261,300	350,700	373,500	450,800
	42	234,500	263,700	352,500	374,900	451,300

43	236,300	265,900	354,100	376,300	451,800
44	238,000	268,100	355,800	377,800	452,300
45	239,900	270,100	357,600	379,300	452,800
46	241,500	272,300	359,300	380,900	453,300
47	242,900	274,500	360,700	382,500	453,800
48	244,500	276,500	362,300	384,000	454,300
49	245,800	278,700	363,500	385,400	454,800
50	247,300	280,700	365,000	386,900	
51	248,800	282,600	366,600	388,400	
52	250,300	284,600	368,200	389,800	
53	251,200	286,300	369,700	391,000	
54	252,700	288,700	371,200	392,300	
55	254,100	291,000	372,700	393,400	
56	255,600	293,500	374,200	394,500	
57	256,600	295,500	375,700	395,900	
58	258,000	298,000	377,100	397,100	
59	259,300	300,300	378,500	398,300	
60	260,600	303,000	379,800	399,600	
61	261,900	305,400	380,700	400,800	
62	263,100	307,800	381,900	401,800	
63	264,400	310,300	383,100	403,200	
64	265,500	312,600	384,200	404,500	
65	266,600	314,900	385,100	405,700	
66	268,100	317,100	386,300	406,800	
67	269,500	319,200	387,300	408,000	
68	271,000	321,400	388,400	409,100	
69	272,700	323,500	389,600	410,100	
70	274,200	325,600	390,600	411,300	
71	275,700	327,800	391,700	412,500	
72	277,100	329,800	392,900	413,700	
73	278,100	331,900	393,900	414,300	
74	279,400	334,000	395,000	415,100	
75	280,700	336,200	396,100	415,800	
76	281,900	338,400	397,200	416,300	
77	283,200	340,100	398,100	416,600	
78	284,400	342,000	399,000	417,000	
79	285,600	343,700	400,000	417,400	
80	286,800	345,500	401,000	417,800	
81	288,000	347,300	401,800	418,100	
82	289,000	349,100	402,600	418,500	
83	290,200	350,600	403,300	418,900	
84	291,400	352,400	404,100	419,200	
85	292,400	353,600	404,800	419,500	
86	293,400	355,200	405,600	419,900	
87	294,100	356,700	406,300	420,300	
88	295,100	358,200	407,000	420,600	
89	296,100	359,600	407,600	420,900	
90	297,000	360,900	408,300	421,200	

91	297,900	362,300	408,800	421,500
92	298,800	363,700	409,500	421,700
93	299,100	365,200	409,900	421,900
94	299,900	366,500	410,300	422,200
95	300,600	367,800	410,600	422,500
96	301,400	369,000	410,900	422,700
97	302,200	370,000	411,200	422,900
98	303,000	371,000	411,500	423,200
99	303,800	372,000	411,800	423,500
100	304,600	373,000	412,000	423,700
101	305,500	373,900	412,200	423,900
102	306,000	374,900	412,500	
103	306,500	375,900	412,800	
104	307,000	376,900	413,000	
105	307,200	377,700	413,200	
106	307,600	378,600	413,500	
107	307,900	379,500	413,800	
108	308,200	380,500	414,000	
109	308,400	381,300	414,200	
110	308,600	382,300		
111	308,900	383,300		
112	309,200	384,300		
113	309,400	384,900		
114	309,600	385,800		
115	309,800	386,700		
116	310,100	387,600		
117	310,400	388,400		
118	310,700	389,100		
119	311,000	389,900		
120	311,300	390,700		
121	311,400	391,300		
122	311,600	392,100		
123	311,900	392,800		
124	312,200	393,500		
125	312,400	394,100		
126	312,600	394,800		
127	312,900	395,300		
128	313,200	395,900		
129	313,400	396,600		
130	313,600	397,200		
131	313,900	397,700		
132	314,200	398,200		
133	314,400	398,500		
134	314,600	398,800		
135	314,900	399,100		
136	315,200	399,400		
137	315,400	399,700		
138	315,600	400,000		

	139	315,900	400,300			
	140	316,200	400,600			
	141	316,400	400,900			
	142	316,600	401,200			
	143	316,900	401,500			
	144	317,200	401,800			
	145	317,400	402,000			
	146	317,600	402,300			
	147	317,900	402,600			
	148	318,200	402,800			
	149	318,400	403,000			
	150	318,600	403,300			
	151	318,900	403,600			
	152	319,200	403,800			
	153	319,400	404,000			
	154	319,600	404,300			
	155	319,900	404,600			
	156	320,200	404,800			
	157	320,400	405,000			
	158	320,600	405,300			
	159	320,900	405,600			
	160	321,200	405,800			
	161	321,400	406,000			
再任用職員		227,100	270,700	297,700	324,000	404,800
任期付職員		184,900	208,000	261,100	273,100	390,900

備考 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 研 究 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700
再任 用職 員以 外の 職員	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100

43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500
45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
74	262,100	318,200	388,200	439,500	
75	263,500	319,300	388,800	440,000	
76	264,600	320,400	389,500	440,500	
77	265,700	321,500	390,200	441,000	
78	266,900	322,500	390,800	441,600	
79	268,200	323,400	391,400	442,100	
80	269,300	324,300	392,000	442,600	
81	270,600	325,400	392,600	443,100	
82	271,900	326,200	393,200		
83	273,200	326,900	393,800		
84	274,400	327,700	394,400		
85	275,500	328,200	394,900		
86	276,600	328,700	395,400		
87	277,900	329,200	395,900		
88	279,100	329,700	396,600		
89	280,000	330,000	397,000		
90	281,200	330,500			

	91	282,200	331,000			
	92	283,400	331,500			
	93	284,300	331,800			
	94	285,300	332,200			
	95	286,300	332,700			
	96	287,300	333,200			
	97	287,700	333,700			
	98	288,600	334,200			
	99	289,300	334,700			
	100	290,200	335,200			
	101	291,100	335,700			
	102	291,800	336,200			
	103	292,500	336,700			
	104	293,200	337,200			
	105	293,900	337,700			
	106	294,400	338,100			
	107	294,900	338,600			
	108	295,400	339,000			
	109	295,600	339,500			
	110	296,000				
	111	296,300				
	112	296,600				
	113	296,900				
	114	297,200				
	115	297,500				
	116	297,800				
	117	298,100				
	118	298,500				
	119	298,800				
	120	299,200				
	121	299,500				
再任用職員		217,100	258,300	283,100	325,500	384,000

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
再任用職員及び任期付職員以外の職員	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200

43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100
46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100
49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	
70		471,600	524,300	
71		472,300	525,200	
72		473,000	526,100	
73		473,400	526,900	
74		474,000	527,800	
75		474,700	528,700	
76		475,400	529,400	
77		475,800	530,200	
78		476,400	531,100	
79		477,000	532,000	
80		477,500	532,900	
81		478,100	533,700	
82		478,600	534,600	
83		479,100	535,500	
84		479,600	536,400	
85		480,000	537,200	
86		480,600	538,100	
87		481,000	539,000	
88		481,500	539,900	
89		482,000	540,700	
90		482,600		

	91		483,200		
	92		483,600		
	93		484,100		
	94		484,700		
	95		485,300		
	96		485,900		
	97		486,400		
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600
任期付職員		271,200	304,000	351,600	428,100

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
再任 職員 及 び 任 期 付 職 員 以 外 の 職 員	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	

43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600	
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900	
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300	
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500	
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800	
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100	
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400	
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600	
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	405,900	
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	406,200	
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	406,500	
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	406,700	
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	407,000	
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	407,300	
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	407,600	
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	407,800	
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800		
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400		
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000		
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500		
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000		
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500		
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000		
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300		
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800		
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200		
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600		
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000		
86		289,100	325,000	345,900			
87		289,300	325,200	346,200			
88		289,500	325,600	346,500			
89		289,900	326,000	346,900			
90		290,100	326,400	347,200			

	91		290,300	326,800	347,600				
	92		290,500	327,200	347,900				
	93		290,900	327,500	348,300				
	94		291,100	327,700	348,600				
	95		291,300	328,100	348,900				
	96		291,600	328,400	349,200				
	97		292,000	328,600	349,500				
	98		292,300	328,900					
	99		292,500	329,200					
	100		292,800	329,500					
	101		293,100	329,700					
	102		293,300	330,000					
	103		293,500	330,400					
	104		293,800	330,600					
	105		294,100	330,700					
	106			331,000					
	107			331,400					
	108			331,600					
	109			331,800					
	110			332,200					
	111			332,600					
	112			333,000					
	113			333,200					
再任用職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600	426,100
任期付職員		170,400	191,700	213,400	234,200	263,200	303,200	335,500	395,200

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
	41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
	42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900

43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	430,700	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	431,000	
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	431,300	
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	431,700	
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	432,100	
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	432,400	
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	432,700	
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	433,100	
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	433,500	
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	433,800	
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	434,100	
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	434,500	
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		

91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
94	281,400	314,600	348,000	366,000	
95	282,300	315,300	348,700	366,400	
96	283,300	315,900	349,300	366,700	
97	284,000	316,600	349,700	367,300	
98	284,800	316,900	350,100	367,800	
99	285,400	317,500	350,600	368,300	
100	286,300	318,200	351,000	368,800	
101	287,100	318,600	351,500	369,400	
102	287,900	319,200	351,900	369,900	
103	288,700	319,800	352,400	370,400	
104	289,500	320,400	352,800	370,800	
105	290,200	320,800	353,100	371,400	
106	290,700	321,300	353,600	371,900	
107	291,200	321,800	354,000	372,400	
108	291,700	322,300	354,300	372,900	
109	291,900	322,700	354,800	373,500	
110	292,200	323,100	355,300	373,900	
111	292,400	323,400	355,800	374,400	
112	292,800	323,700	356,300	374,900	
113	293,100	324,100	356,800	375,500	
114	293,300	324,500	357,300		
115	293,700	324,900	357,800		
116	294,000	325,200	358,200		
117	294,300	325,400	358,600		
118	294,600	325,700			
119	294,900	326,100			
120	295,300	326,300			
121	295,600	326,500			
122	296,000	326,800			
123	296,300	327,100			
124	296,700	327,400			
125	296,900	327,600			
126	297,100	327,900			
127	297,400	328,300			
128	297,800	328,500			
129	298,000	328,600			
130	298,300	328,900			
131	298,700	329,300			
132	299,100	329,500			
133	299,300	329,800			
134	299,600	330,200			
135	300,000	330,600			
136	300,300	331,000			
137	300,500	331,300			
138	300,800	331,700			

	139	301,200	332,100					
	140	301,500	332,500					
	141	301,700	332,800					
	142	302,100	333,200					
	143	302,500	333,500					
	144	302,800	333,900					
	145	302,900	334,200					
	146	303,200						
	147	303,500						
	148	303,900						
	149	304,100						
	150	304,300						
	151	304,600						
	152	304,900						
	153	305,300						
	154	305,500						
	155	305,700						
	156	306,000						
	157	306,300						
再任用職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200
任期付職員		172,900	206,400	230,100	249,600	272,600	306,900	336,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	171,100	224,800	269,000	317,900	354,900
	2	173,400	227,000	270,800	319,900	357,200
	3	175,900	229,000	272,600	322,000	359,400
	4	178,200	231,100	274,400	324,100	361,900
	5	180,600	233,100	275,700	326,300	364,000
	6	183,100	235,200	277,600	328,200	367,100
	7	185,500	237,300	279,400	329,800	370,300
	8	188,100	239,400	281,200	331,500	373,200
	9	190,300	241,600	282,600	333,000	376,100
	10	192,700	243,500	285,100	335,300	379,200
	11	195,100	245,400	287,300	337,600	382,300
	12	197,600	247,300	289,500	340,100	385,300
	13	200,100	249,200	292,100	342,200	388,100
	14	202,700	251,100	294,700	344,500	390,800
	15	205,400	252,900	296,900	346,800	393,600
	16	208,000	254,800	299,300	349,200	396,300
	17	210,400	256,500	301,500	351,600	399,100
	18	213,100	258,400	303,700	354,100	401,100
	19	215,800	260,300	305,900	356,500	403,100
	20	218,500	262,200	308,000	358,900	405,200
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	221,100	263,700	310,000	361,300	406,700
	22	222,700	265,300	311,200	363,700	408,600
	23	224,300	266,800	312,300	365,900	410,400
	24	225,900	268,300	313,500	368,200	412,400
	25	227,400	269,800	314,800	370,400	413,900
	26	228,900	271,400	316,400	372,800	415,500
	27	230,400	272,800	317,900	375,200	417,300
	28	231,700	274,300	319,500	377,500	419,000
	29	233,300	275,700	320,800	379,600	420,000
	30	234,400	277,100	322,400	381,700	421,600
	31	235,500	278,500	324,000	383,900	423,100
	32	236,600	279,700	325,700	386,000	424,700
	33	237,800	280,600	327,300	387,700	426,300
	34	238,700	282,000	328,900	389,400	427,600
	35	239,600	283,100	330,200	391,000	428,900
	36	240,500	284,400	331,700	392,800	430,100
	37	241,200	285,400	333,200	394,400	431,300
	38	242,000	286,600	334,800	395,800	432,300
	39	242,800	287,400	336,400	397,300	433,300
	40	243,700	288,400	337,800	398,800	434,300
	41	244,700	289,500	339,200	399,400	434,700
	42	245,600	290,500	340,600	400,700	435,300

43	246,500	291,400	342,100	401,900	436,000
44	247,400	292,100	343,600	403,300	436,700
45	248,200	293,000	345,000	404,700	437,300
46	249,100	294,200	346,400	406,100	437,600
47	249,900	295,300	347,800	407,500	438,200
48	250,800	296,700	349,200	408,800	438,800
49	251,200	298,100	350,100	410,100	439,100
50	251,900	299,200	351,500	411,000	439,800
51	252,500	300,300	352,800	411,900	440,500
52	253,000	301,200	354,200	412,800	441,200
53	253,200	302,200	355,500	413,000	441,800
54	253,700	303,200	356,900	413,400	442,500
55	254,100	304,300	358,200	413,900	443,200
56	254,800	305,200	359,600	414,400	443,800
57	255,100	306,300	360,300	414,800	444,200
58	255,800	307,400	361,500	415,000	444,900
59	256,200	308,500	362,600	415,600	445,600
60	256,800	309,600	363,900	416,100	446,300
61	257,400	310,300	365,000	416,400	446,700
62	257,900	311,000	365,600	417,000	447,000
63	258,400	311,800	366,100	417,600	447,300
64	259,000	312,600	366,700	418,200	447,600
65	259,400	313,000	367,100	418,800	447,800
66	259,800	313,700	367,600	419,400	448,100
67	260,000	314,200	368,100	419,900	448,400
68	260,500	314,800	368,600	420,500	448,700
69	260,800	315,500	368,800	421,100	448,900
70			369,100	421,600	449,200
71			369,500	422,200	449,500
72			369,800	422,800	449,700
73			370,300	423,300	449,900
74			370,500	423,900	
75			371,000	424,400	
76			371,500	425,000	
77			371,800	425,500	
78			372,300	426,100	
79			372,800	426,800	
80			373,300	427,400	
81			373,800	427,700	
82			374,200	428,300	
83			374,700	429,000	
84			375,200	429,600	
85			375,600	430,000	
86			376,100	430,500	
87			376,500	431,200	
88			377,000	431,900	
89			377,500	432,100	
90			378,000		

	91			378,500		
	92			379,000		
	93			379,300		
	94			379,700		
	95			380,200		
	96			380,600		
	97			381,100		
	98			381,400		
	99			381,900		
	100			382,300		
	101			382,900		
再任用職員		219,900	249,900	279,300	320,000	348,800
任期付職員		180,600	233,100	260,100	304,000	326,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 福 社 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	156,100	206,400	252,300	273,400	318,500	362,300
	2	157,300	208,200	253,900	275,200	320,700	364,900
	3	158,500	210,000	255,300	276,800	323,000	367,400
	4	159,700	211,700	256,900	278,300	325,200	370,000
	5	160,700	213,400	258,000	280,100	327,400	371,900
	6	162,200	215,200	259,300	282,200	329,400	374,400
	7	163,600	217,000	260,700	284,300	331,600	376,700
	8	165,000	218,700	262,100	286,600	333,800	379,200
	9	166,300	220,600	263,300	288,600	335,800	381,700
	10	167,700	222,100	264,800	290,700	338,000	384,400
	11	169,100	223,500	266,100	292,900	340,000	387,000
	12	170,600	224,900	267,200	295,000	342,200	389,700
	13	172,100	226,400	268,500	296,800	344,000	392,100
	14	173,600	228,000	270,200	299,100	346,000	394,400
	15	175,100	229,600	271,900	301,300	348,100	396,600
	16	176,500	231,200	273,600	303,500	350,100	399,000
	17	178,100	232,600	275,200	305,600	351,800	400,800
	18	179,900	234,200	277,100	307,900	353,800	402,800
	19	181,600	235,700	278,900	310,100	355,600	404,700
	20	183,300	237,200	280,500	312,400	357,500	406,500
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	184,800	238,300	282,100	314,400	359,500	408,400
	22	186,500	239,800	283,900	316,500	361,400	410,200
	23	188,200	241,100	285,500	318,700	363,400	412,000
	24	189,800	242,500	287,200	320,800	365,300	413,900
	25	191,400	244,000	289,100	322,800	367,300	415,700
	26	193,200	245,700	290,800	324,800	369,200	417,200
	27	195,000	247,200	292,600	326,900	371,200	418,700
	28	196,700	248,900	294,400	328,900	373,200	420,300
	29	198,500	250,300	295,800	330,800	374,700	421,900
	30	200,000	251,600	297,500	332,900	376,500	423,200
	31	201,500	252,900	299,200	334,800	378,300	424,500
	32	202,900	254,300	300,800	336,900	379,900	425,700
	33	204,400	255,600	302,300	338,500	381,700	426,900
	34	205,700	256,900	303,900	340,400	383,100	428,200
	35	207,000	258,200	305,400	342,300	384,600	429,500
	36	208,200	259,400	307,000	344,200	386,200	430,700
	37	209,500	260,800	308,600	345,500	387,600	431,900
	38	210,900	262,400	310,100	347,400	388,800	432,700
	39	212,300	264,000	311,500	349,300	390,000	433,500
	40	213,700	265,500	313,100	351,100	391,100	434,300
	41	214,700	266,900	314,400	353,000	392,200	434,900
	42	215,900	268,500	316,000	354,800	393,400	435,600

43	217,000	270,100	317,500	356,600	394,600	436,300
44	218,200	271,600	319,000	358,300	395,700	437,000
45	219,100	273,300	320,100	360,100	396,400	437,800
46	220,200	274,900	321,300	361,500	397,100	438,600
47	221,100	276,500	322,500	363,000	397,800	439,000
48	222,100	278,100	323,700	364,400	398,500	439,700
49	223,000	279,600	324,700	365,400	399,100	440,200
50	224,100	281,200	325,700	366,500	399,700	440,600
51	225,200	282,800	326,600	367,600	400,200	441,000
52	226,000	284,300	327,600	368,700	400,600	441,400
53	226,600	285,800	328,500	369,600	401,000	441,800
54	227,700	287,300	329,200	370,200	401,300	
55	228,400	288,700	330,000	371,000	401,600	
56	229,300	290,200	330,800	371,800	401,900	
57	230,100	291,600	331,400	372,600	402,200	
58	231,000	293,000	331,900	373,400	402,500	
59	231,800	294,500	332,500	374,200	402,800	
60	232,700	296,000	333,000	375,000	403,100	
61	233,700	297,200	333,500	375,900	403,400	
62	234,600	298,700	333,700	376,600	403,700	
63	235,500	299,900	334,300	377,300	404,000	
64	236,300	301,400	334,900	378,000	404,300	
65	237,200	302,500	335,200	378,300	404,600	
66	238,200	303,800	335,700	378,900	404,900	
67	239,400	304,900	336,200	379,500	405,200	
68	240,500	306,200	336,700	380,200	405,500	
69	241,500	307,000	337,200	380,600	405,700	
70	242,600	308,100	337,700	381,300	406,000	
71	243,700	309,300	338,100	381,900	406,300	
72	244,600	310,500	338,600	382,500	406,600	
73	245,300	311,800	338,800	382,900	406,800	
74	246,400	312,500	339,300	383,500	407,100	
75	247,500	313,200	339,800	384,100	407,400	
76	248,500	313,800	340,300	384,700	407,600	
77	249,400	314,600	340,600	385,100	407,800	
78	250,400	315,300	341,000	385,600		
79	251,400	316,000	341,500	386,100		
80	252,400	316,700	341,900	386,700		
81	253,300	317,000	342,100	387,200		
82	254,000	317,300	342,400	387,600		
83	255,000	317,900	342,900	388,000		
84	256,000	318,200	343,300	388,400		
85	256,700	318,600	343,600	388,600		
86	257,500	318,900	343,900	388,800		
87	258,200	319,300	344,400	389,100		
88	259,100	319,600	344,800	389,400		
89	259,700	320,100	345,100	389,600		
90	260,500	320,500	345,500	389,900		

91	261,300	320,800	345,900	390,200
92	262,100	321,100	346,100	390,400
93	262,600	321,600	346,400	390,600
94	263,300	322,000		390,900
95	263,800	322,200		391,200
96	264,500	322,600		391,400
97	265,200	323,000		391,600
98	265,900	323,400		
99	266,600	323,800		
100	267,300	324,200		
101	267,800	324,400		
102	268,300	324,700		
103	268,700	325,000		
104	269,200	325,300		
105	269,300	325,700		
106	269,600	325,900		
107	269,900	326,200		
108	270,200	326,600		
109	270,600	327,000		
110	270,900	327,300		
111	271,300	327,700		
112	271,600	328,000		
113	271,900	328,300		
114	272,200	328,700		
115	272,500	329,000		
116	272,900	329,200		
117	273,200	329,300		
118	273,500	329,700		
119	273,900	330,100		
120	274,300	330,500		
121	274,500	330,700		
122	274,700			
123	275,100			
124	275,400			
125	275,600			
126	275,900			
127	276,300			
128	276,700			
129	276,900			
130	277,300			
131	277,700			
132	278,000			
133	278,200			
134	278,500			
135	278,900			
136	279,200			
137	279,400			
138	279,700			

	139	280,000					
	140	280,300					
	141	280,500					
	142	280,700					
	143	280,900					
	144	281,200					
	145	281,600					
	146	281,800					
	147	282,100					
	148	282,400					
	149	282,700					
	150	282,900					
	151	283,200					
	152	283,400					
	153	283,700					
再任用職員		201,100	240,600	254,900	288,000	314,700	356,400
任期付職員		175,100	199,000	242,700	258,400	293,500	325,000

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	395,000
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第二号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	329,000
2	365,000
3	393,000

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000



## 公務運営に関する報告

### 1 多様で有為な人材の確保

民間企業等の高い採用意欲等を背景に、人材確保が引き続き厳しい状況にある中、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、県民の視点に立った、創造性・チャレンジ精神あふれる多様で有為な人材を確保する必要がある。

このため、本県においては、広報・啓発活動として、職員採用セミナーの充実や、大学等での採用説明会の実施回数の増加を図るほか、ホームページにおいて技術系職種等の仕事紹介を行うなど、県の魅力や仕事内容、やりがいなどを積極的に発信し、受験者の確保に努めている。

また、女性の採用については、任命権者において、平成28年4月に千葉県女性職員活躍推進プラン等を策定しており、本委員会においても、新たに、しごとセミナーにおいて「女性職員による働き方ガイダンス」を実施し、女性職員の活躍の様子や仕事と家庭が両立できる働きやすい職場であることを積極的に発信するなど、女性受験者の増加のための取組を進めているところである。

試験制度については、平成28年度から、新たな受験者層を開拓し、多様な能力・経験を有する人材を確保することを目的として、専門試験を課さず、プレゼンテーションを取り入れた面接を行う試験職種「一般行政B」を実施している。さらに、今年度からは、社会人採用選考考査において、受験者の拡大を図るとともに、即戦力となる人材を確保するため、教養試験を課さず、より民間企業等で培った知識や経験を重視する考査方法への見直しを行ったところである。

今後とも、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努め、多様で有為な人材の確保を図っていく。

### 2 能力・実績に基づく人事管理

社会経済情勢が大きく変化している中、複雑化・困難化する行政課題に適切に

対応していくためには、職員一人ひとりの公務に対する意欲と能力を高め、組織をより活性化し、公務の質を高く保つことが求められている。そのためには、各職員の能力と勤務実績を的確に評価し、その結果を反映した人事管理を推進していくことが重要である。

知事部局等においては、平成28年4月に施行された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）に基づき人事評価制度を導入し、その評価結果を任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用することとし、その推進を図っている。

今後も、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、評価者の評価能力向上に資する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の充実、運用実態の検証などにより、評価制度の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等へ適切に活用していくことが必要である。

### 3 勤務環境の整備

職員が、心身ともに健康で、仕事と生活の調和が図られ、生き生きと意欲的に職務に取り組むことのできる勤務環境は、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、公務能率や県民サービスの向上の観点からも重要である。

このため、任命権者においては、働きやすい勤務環境の整備に向け、総実勤務時間の短縮や職員の健康管理に努めるとともに、仕事と家庭の両立支援に引き続き取り組んでいく必要がある。

#### (1) 総実勤務時間の短縮

任命権者においては、「総労働時間の短縮に関する指針」などにより、総実勤務時間を短縮するための取組を推進してきたところであり、「ノー残業デー」の実施、年次休暇等の取得促進や人事評価制度において総実勤務時間の短縮等に向けて発揮された管理職等の能力をより適切に評価することなど様々な取組が行われている。

しかしながら、一部の職員は依然として、上記指針に定める年間上限目安時

間を超えて時間外勤務を行うなど、長時間の時間外勤務を行っている状況が見受けられる。

このような状況を改善するため、上記指針に掲げる取組を徹底し、所属長等の管理職員が職場における部下職員の業務管理、進行管理等のマネジメントの強化を図るとともに、部局長等が先頭に立って、業務改善を行うことが必要である。そのためには、任命権者においては、引き続き職員の勤務時間を適正に管理するよう努め、総実勤務時間の状況を把握するとともに、時間外勤務が発生する要因を整理・分析し、業務の取捨選択、優先順位の明確化、業務プロセスの改善等を行うことが重要である。また、任命権者においては、総実勤務時間の短縮に資する事例等の情報を組織全体で共有することが有効である。

あわせて、年次休暇の取得促進に向けて、業務の繁閑を踏まえて計画的、連続的に休暇を取得するよう職員の意識向上を図るとともに、引き続き年次休暇等を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

さらに、業務全体の見直し・効率化を行った上で、総実勤務時間の短縮に向け、人員の配置も含めた措置を講ずる必要がある。

特に、教職員の勤務時間については、本県教育委員会において、「多忙化対策検討会議」を開催し、教職員の負担軽減のための具体的な対策を取りまとめ、学校現場に提案するなどの取組を行ってきたところであるが、本年度からはこれに代え新たに「学校業務改善検討会議」を設置し、業務の統合・廃止を含めた学校の業務改善の取組を進めているところである。

教職員が教育活動に専念できる環境を整えることは重要な課題であり、国においても改善に向けた取組が進められていることから、今後の国等の取組を注視しながら、教職員の負担軽減のための取組を推進していく必要がある。

## (2) 職員の健康管理

任命権者においては、これまで、相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに、精神性疾患による休職者等については、職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど、円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んできたところである。

しかしながら、本県における、精神性疾患を理由とする療養休暇取得者や休職者の人数は、近年横ばい状態であり、また、心身の故障による休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合は、依然として高くなっている。

こうした中、任命権者においては、メンタルヘルスプランに基づき、セルフケアを推進するための研修の拡充や、精神科産業医による休職者の復職支援等の対策を講じているところであり、引き続きメンタルヘルスプランに基づいた予防と早期発見、早期対応などの取組の充実に努めることが必要である。

また、任命権者においては、引き続きストレスチェック制度を効果的に行い、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場ごとの集団分析結果を基に、職場環境の改善に取り組むなど、働きやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

### (3) 仕事と家庭の両立支援の推進

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」や「千葉県女性職員活躍推進プラン」など両立支援に関する各種の取組を行い、制度の充実に努めてきたところである。

しかし、男性職員の育児休業の取得率については、依然として低い状況であり、男性職員の出生時における連続休暇取得率についても、数値目標に達していない状況である。

任命権者においては、職員間での業務に関する情報の共有化や、管理職員に対する意識啓発などの取組を推進し、男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要である。

さらに、介護を要する家族を抱える職員の増加が見込まれることから、任命権者においては、引き続き各種両立支援に係る制度の周知や情報提供、職員のニーズの把握などに努め、国や他の団体の動向も踏まえつつ、これからも育児や介護等の事情を有する職員が、安心して働き続けられる環境整備に取り組んでいく必要がある。

なお、テレワークやフレックスタイム制などの柔軟で多様な働き方については、育児や介護等、個々の職員の事情に応じた柔軟で効率的な働き方を可能と

し、多様な人材の能力発揮が可能となるため、任命権者においては、国や他の団体の状況を参考にしながら、職員が活用しやすい制度を検討していくことが必要である。

#### (4) ハラスメント防止対策

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等のハラスメント防止対策については、各任命権者において要綱を定め、相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んでいるところであるが、任命権者においては、引き続きハラスメントのない働きやすい職場づくりを推進するため、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施していくことが必要である。

## 4 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

少子高齢化の進展による労働力人口減少への対応、また、雇用と年金の接続を図るため、高齢者の雇用を推進しその能力や経験を十分活用していくことが重要な課題となっている。

人事院においては、平成24年の報告以降、定年の引上げの必要性について言及してきたところであるが、政府においても、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、高齢者の就業促進に関する施策の一つとして、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める。」とし、関係府省による「公務員の定年の引上げに関する検討会」が設置されたところである。

さらに、本年8月の人事院の報告においては、雇用と年金の接続が確実に図られるとともに、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、それぞれの職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから、定年の引上げについて言及し、論点の整理を行うなど必要な検討を鋭意進めることとしている。本県としても、引き続き、このような国の動向等を注視していく必要がある。

現状の本県における高齢層職員については、国と同様、定年退職する職員を再任用することにより、雇用と年金の接続を図るとともに、その能力や経験の活用

に努めているところである。職員は、職種や業務内容を問わずフルタイム勤務の希望が可能であり、知事部局及び行政委員会（教育・公安を除く）におけるフルタイム勤務職員の割合は、平成29年度新たに再任用となった職員では約69%と昨年度と同様に高く、現在在職している再任用職員全体では約43%と昨年度より11ポイント増加している。

今後も、再任用希望者の意欲や能力、適性等を十分に把握し、再任用職員をその能力と経験をいかせる職務へ配置することなどにより、更に再任用制度が円滑に実施できるよう努めていく必要がある。

## 5 臨時・非常勤職員制度への対応

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成29年5月17日に公布され、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用条件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされた。

本県においても、改正法の施行される平成32年4月に向けて適切に対応していく必要がある。

# 給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勸 告



給与等に関する報告資料の説明	5
<b>1 平成29年人事統計に関する報告</b>	
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37
<b>2 平成29年職種別民間給与実態調査</b>	
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	42
その2 扶養家族の構成別支給月額	42
第15表 民間における住宅手当の支給状況	42
第16表 民間における特別給の支給状況	43
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	44
第19表 民間における定期昇給制度の状況	44
第20表 民間における定期昇給の実施状況	44
第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	45

第22表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	46
その1 給与比較の対象職種	46
その2 給与比較の対象外職種	62
その3 再雇用者	63
〈参考〉 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	64

### 3 職員給与と民間給与との比較

第23表 職員給与と民間給与との比較	66
--------------------	----

### 4 生計費関係

平成29年4月の標準生計費算定方法	68
第24表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月）	68

### 5 労働経済指標

第25表 労働経済指標	70
-------------	----

### 6 人事院勧告

〈参考〉 人事院勧告の骨子	74
---------------	----

# 給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

## 第1 平成29年人事統計に関する報告

### 1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成29年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

### 2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

### 4 集計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

## 第2 平成29年職種別民間給与実態調査

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

### 2 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所  
1,841事業所

#### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

### 3 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から380事業所(うち千葉市105事業所、その他県内地域275事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は340事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係572人(行政職に相当する調査実人員473人)、初任給関係以外の調査職種13,664人(行政職に相当する調査実人員11,991人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は102,499人であり、行政職に相当するものは、72,588人である。)

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,841事業所
抽出事業所	380事業所
調査の完結した事業所	340事業所(調査完了率89.9%)
調査実人員	14,236人 ( 初任給関係 572人 ) ( 初任給関係以外の調査職種 13,664人 )

### 第3 職員給与と民間給与との比較

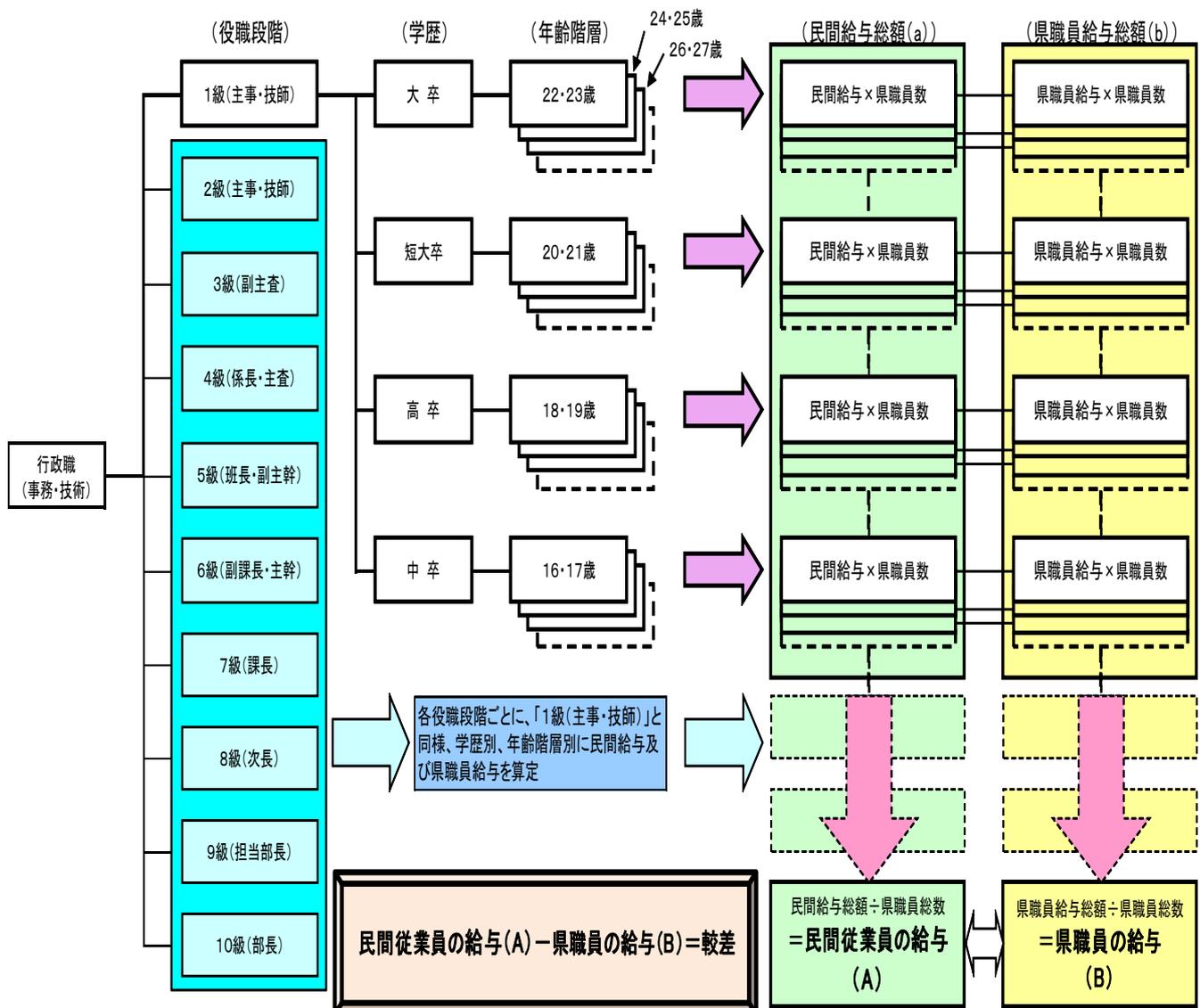
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレ方式により比較した。

<参考>

#### 職員給与と民間給与との比較(ラスパイレ方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。





平成 29 年人事統計に関する報告  
(職員給与関係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成29年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			52,845	40.3	18.3
一般職員	行政職給料表		9,024	40.6	18.9
	研究職給料表		408	44.2	19.9
	医療職給料表(一)		19	54.5	28.0
	医療職給料表(二)		518	39.3	15.7
	医療職給料表(三)		189	42.0	18.4
	海事職給料表		44	41.7	21.6
	福祉職給料表		142	35.2	12.5
	特定任期付職員給料表		5	51.4	—
	第1号任期付研究員給料表		0	—	—
	第2号任期付研究員給料表		0	—	—
		計	10,349	40.7	18.8
教育職員	教育職給料表(一)		80	49.3	24.8
	教育職給料表(二)		30,680	41.3	18.7
			計	30,760	41.3
警察官	公安職給料表		11,736	37.5	17.0

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成29年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	72.8	9.7	17.5	0.0	59.7	40.3
行政職給料表	100.0	57.8	13.6	28.6	0.0	61.8	38.2
研究職給料表	100.0	98.8	1.0	0.2	-	74.0	26.0
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	57.9	42.1
医療職給料表(二)	100.0	70.8	29.2	-	-	34.2	65.8
医療職給料表(三)	100.0	66.7	32.8	0.5	-	5.3	94.7
海事職給料表	100.0	6.8	59.1	34.1	-	97.7	2.3
福祉職給料表	100.0	66.9	29.6	3.5	-	28.2	71.8
特定任期付職員給料表	100.0	80.0	-	20.0	-	80.0	20.0
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(一)	100.0	71.2	26.3	2.5	-	31.2	68.8
教育職給料表(二)	100.0	89.6	10.1	0.3	-	48.0	52.0
公安職給料表	100.0	39.9	4.2	55.8	0.1	90.7	9.3

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	28.4	10,559	41.0	19.2	323,420	6,507
	29.4	10,349	40.7	18.8	320,533	6,498
うち 行政職員	28.4	9,176	41.0	19.5	321,208	6,650
	29.4	9,024	40.6	18.9	317,518	6,578
教育職員	28.4	34,903	41.6	19.0	359,315	5,791
	29.4	30,760	41.3	18.7	358,089	5,914
警察官	28.4	11,633	37.8	17.2	321,922	10,651
	29.4	11,736	37.5	17.0	321,204	10,344
計	28.4	57,095	40.7	18.7	345,058	6,913
	29.4	52,845	40.3	18.3	342,542	7,013

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警察職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。  
 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等  
 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

## (平成29年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,726	30,720	5,617	1,731	377,721	
9,906	30,485	5,969	1,786	375,177	99.3
9,953	30,489	5,500	1,599	375,399	
10,087	30,162	5,839	1,598	371,782	99.0
5,121	33,332	5,889	6,098	415,546	
5,080	33,232	6,076	6,136	414,527	99.8
1,975	30,124	3,953	436	369,061	
2,044	30,039	4,089	399	368,119	99.7
5,332	32,195	5,444	4,138	399,080	
5,351	31,985	5,614	4,010	396,515	99.4

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成29年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	7,661 人	3,128 人	3,892 人	641 人
2人	6,648	2,912	3,507	229
3人	4,253	3,301	921	31
4人	1,021	899	115	7
5人	130	114	15	1
6人以上	12	11	1	0
計	19,725	10,365	8,451	909

手当受給者1人当たり 平均手当月額	18,787円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成29年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	25	147	355	2,131	35	1,306	97	141	4,237	66,737

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成29年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1 人当たり平均 手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1100km 未満	1100km 以上 1300km 未満	1300km 以上 1500km 未満	1500km 以上 2000km 未満	2000km 以上 2500km 未満	2500km 以上		
受給者	147	10	2	2	0	1	0	0	0	0	0	162	31,235

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成29年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		11,414 人
手当月額		
11,000円未満の受給者		6
11,000円以上27,000円未満の受給者		3,106
27,000円の受給者		8,302
手当受給者1人当たり平均手当月額		25,988 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平 均 手 当 月 額
	2 人	13,500 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成29年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,575 人
	交通用具のみ使用者	33,984
	交通機関等・交通用具併用者	1,286
	小 計	47,845
非 受 給 者		5,000
計		52,845
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,745 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,358

# 第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成29年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										1
3										2
4										2
5										
6										1
7										
8										
9	51	6								
10	1	2								
11		69								
12	2	7								
13	19	11								1
14	1	8	1							
15	63	56							4	
16	5	7	5						2	
17	45	23	2						2	
18	6	11	62							
19	70	81	2						2	
20	2	15	4							
21	5	59	7				3		3	1
22	4	18	70							
23	91	90	10						1	
24	12	21	32	1						
25	11	40	9					1		
26	5	20	68					1		
27	98	104	14							
28	13	26	26				1	2		
29	140	50	17					6		
30	15	26	24	10				4		
31	78	37	22	1				10		
32	11	15	68	2			2	12		
33	29	34	24	4			11	7		
34	14	21	26	11			13	9		
35	134	15	27	35			5	2		
36	16	13	49	20			36	4		
37	87	25	31	12			38	3		
38	16	14	51	26			9			
39	146	15	28	36			7			
40	21	6	42	17	2		8	4		
41	80	3	14	16			10	1		
42	28	11	46	16	1	2	8			
43	56	7	24	44	1		18	1		
44	34	3	47	32			4			
45	80	5	24	18	11		1			
46	17	4	34	14	4		9			
47	49		17	27	3		7			
48	19	3	33	22	3	8				
49	38		9	25	25	3				
50	13	1	22	33	5	7	5			
51	21	1	25	32	7	2	5			
52	15		8	24	7	21	2			
53	18		9	35	48	38	2			
54	13		12	31	12	77	3			
55	17	2	21	47	6	42	2			
56	9		9	33	6	31	3			
57	10	1	13	49	19	12	3			
58	9		1	62	12	26	2			
59	7	1	25	34	40	41				
60	8		5	36	16	14	1			
61	8		4	58	7	27	16			
62	7		5	73	23	17				
63	10		7	32	96	30				
64	10		7	29	25	19				
65	6		16	45	21	12				
66	6		8	67	15	13				
67	9		4	16	77	12				
68	6		8	16	14	17				
69	4		27	35	21	9				
70	2		1	21	15	7				
71	2		1	36	28	10				
72	5		2	19	56	29				

号給	職務の級										全級
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
標準的な職務	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	2		8	25	20	14					
74	1			15	22	23					
75	4		2	35	31	34					
76	4		1	14	73	34					
77	1		2	12	27	42					
78	1		1	28	33	40					
79				36	39	29					
80	3			6	80	82					
81	1			23	35	18					
82	2			12	34	19					
83				28	81	30					
84				7	43	19					
85	1			15	54	33					
86	2			12	58						
87	3			30	59						
88			1	16	76						
89				17	63						
90				11	34						
91				26	75						
92	1			16	186						
93	5			10	225						
94				10							
95			1	8							
96				5							
97				45							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
人員計	1,858	987	1,225	1,714	1,974	943	234	67	14	8	9,024
級別構成比	20.6%	10.9%	13.6%	19.0%	21.9%	10.4%	2.6%	0.7%	0.2%	0.1%	100.0%
平均給料月額	193,439円	231,226円	289,617円	361,741円	390,621円	410,736円	430,753円	455,326円	496,037円	531,771円	317,304円
平均年齢	24.9歳	30.0歳	36.3歳	45.0歳	51.0歳	53.3歳	55.1歳	56.9歳	56.5歳	56.4歳	40.6歳

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。  
2 人員計1の号給は空欄とした。  
3 平均給料月額は給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。  
4 上記1～3の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9								1	
10									
11									
12									
13	143								
14	46								
15	35								
16	100								
17	18				1				
18	25								
19	15								
20	74			3					
21	14			2					
22	29			3				1	
23	21			2					
24	74			1					
25	120	1		7					
26	25	4		1					
27	33	24		8					
28	20	27		3					
29	122	189		12	1				
30	200	53		5		1			
31	48	52		12	2	1			
32	54	41		5					
33	194	242		31	5				
34	50	45		17	3				
35	32	90		36	6	1			
36	18	63		19	4				4
37	12	189		69	7	4			
38	10	78		38	1	1			7
39	8	72		70	6	2			7
40	3	44		31	3	2			
41	7	150		91	10	5			5
42	8	61		33	2				1
43	4	65		79	13	6			6
44	4	54		30	7	5			2
45	5	89		81	11	7			4
46	4	44		33	11				29
47	2	47		79	16	4			
48	2	23		35	9	7			
49	6	19		92	20	6			
50	4	14		46	14	3			
51	4	23		58	29	3			
52	4	20		42	12	3	2		3
53	1	11		80	31	8		21	8
54	2	3		42	22	7	1		8
55	3	6		79	43	8	2		2
56	1	10		52	21	9			8
57	8	8	102	53	5		14		2
58	4	2	54	33	6	2	2		3
59	2	5	88	59	8	6	12		
60	1	3	46	39	7	1	11		3
61	1	3	94	56	12	6	11		8
62		2	47	44	21	2	10	49	
63	1	2	99	71	17	5	1		
64		4	41	44	16	8	9		
65		5	84	62	23	9	4		
66		1	66	55	25	3	3		
67		1	73	59	20	4	7		
68		1	54	43	24	3	9		
69			75	53	18	7	6		
70		1	50	43	23	6	4		
71	1	1	69	66	37	3	1		
72			34	41	30	9	2		
73			69	60	28	11	1		
74			30	41	28	6	5		
75		1	50	46	16	5	3		
76			22	30	21	10	6		
			34	59	19	5	4		

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	全級
	巡查	巡查長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			20	48	26	6	9			
78			23	51	17	5	5			
79			20	36	23	6	6			
80			12	51	27	5	9			
81			13	55	19	5	8			
82		1	9	29	20	5	9			
83			8	37	18	5	5			
84			4	45	19	6	20			
85			8	36	14	5	41			
86			8	38	15	6				
87			3	43	26	5				
88			7	37	18	30				
89			2	43	16	15				
90				22	19	17				
91			3	42	27	25				
92			2	31	23	51				
93			1	39	32	144				
94			1	35	31					
95			1	38	41					
96			1	20	31					
97			2	33	391					
98				26						
99				23						
100				25						
101			1	18						
102				21						
103				19						
104				19						
105				20						
106				15						
107				13						
108				16						
109				25						
110				17						
111				27						
112				27						
113				20						
114				21						
115				19						
116				31						
117				30						
118				37						
119				39						
120				31						
121				52						
122				58						
123				54						
124				63						
125				388						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計	1,536	1,894	2,756	3,331	1,350	457	238	109	65	11,736
級別構成比	13.1%	16.1%	23.5%	28.4%	11.5%	3.9%	2.0%	0.9%	0.6%	100.0%
平均給料月額	211,882円	246,781円	290,937円	371,679円	411,934円	426,094円	439,752円	452,129円	471,469円	321,077円
平均年齢	21.9歳	26.9歳	33.5歳	44.6歳	50.8歳	51.9歳	54.5歳	54.8歳	56.3歳	37.5歳

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で  
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				1
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29			1	
30			1	
31				
32				
33				
34				
35				
36				1
37	1		1	3
38				
39				
40	1			1
41	1	2		
42	1	1		
43				
44				
45	1			1
46		1	1	2
47	1			
48				3
49		2	2	1
50			1	1
51	1		1	1
52	1		1	2
53				2
54		1		3
55	1		1	
56				1
57	1		1	
58		2		1
59	1		2	
60				
61		1		
62		1		
63	1	1		
64		1	1	
65	1	1	1	
66			1	
67	3	1		
68				

職務の級 標準的な 職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
	人	人	人	人	
69					
70					
71					
72					
73		1		1	
74		1		1	
75					
76					
77		1			
78					
79					
80		1			
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87				1	
88					
89					
90					
91					
92		1			
93					
94					
95					
96					
97					
98		1			
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 16	人 21	人 19	人 24	人 80
級別構成比	% 20.0	% 26.3	% 23.7	% 30.0	% 100.0
平均給料月額	円 320,650	円 395,114	円 425,584	円 498,557	円 418,491
平均年齢	歳 39.9	歳 48.0	歳 49.1	歳 56.8	歳 49.3

教育職給料表(二)

(高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 支給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	1				
6					
7					
8					
9	1	2			
10					
11	2	3			
12					
13		3			
14					
15	1	4			
16					
17	1	422			
18		3			
19		61			
20	1	12			
21	3	164			1
22	1	8			29
23		449			128
24	1	30			167
25	3	155			159
26		37			102
27		599			53
28		43			50
29	3	228			68
30		81			81
31	3	650	1		36
32	1	53	1		40
33	4	203			18
34	1	100	1		10
35	5	684			9
36	1	70			17
37	2	238			24
38	2	145			37
39	6	690			32
40	1	82	1		41
41	9	210			23
42	3	151	1		14
43	10	710			13
44		104	1		3
45	3	275			4
46	4	149	2		
47	8	666			1
48	4	106			
49		15	1		
50	2	38	1		
51	4	39			
52	4	227	2		
53	7	139			
54	3	441			
55	3	143			
56	5	271	2		
57	5	140	2		
58	4	376	1		
59	8	136	2		
60	6	259	1		
61	4	161			
62	2	382		1	
63	5	60	5		
64	5	64	2		
65		130			
66	1	260		2	
67	1	142		4	
68	10	378		5	
69	4	25	1	4	
70	4	33	1	7	
71	5	144		3	
72	3	202	2	12	
73	2	152		5	
74	6	301	1	19	
75	4	122		7	
76	6	225		26	
77		181		38	
78		276	2	163	
79	1	126	2	71	
80	4	167		55	
81	2	134	1	51	
82	3	238	1	170	
83	3	136		69	
84	1	163	1	30	

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85	1	163	1	86		
86	2	209	1	119		
87	4	124		81		
88		164	1	77		
89		13	2	56		
90		10	1	47		
91		133	3	42		
92	2	180	6	28		
93	2	110	4	25		
94	1	150	17	15		
95	1	112	23	14		
96	1	167	16	4		
97	1	100	12	9		
98	4	138	8	3		
99	2	100	19	4		
100	1	121	17			
101			7			
102		4	5			
103		6	4			
104	2	84	4			
105	1	106	1			
106	2	93				
107	3	126	1			
108	2	82				
109	2	103				
110	2	91				
111	3	97				
112	2	80				
113		76				
114		91				
115		104				
116	1	79				
117		80				
118	1	115				
119	2	113				
120	2	158				
121	4	88				
122		137				
123	3	86				
124	1	110				
125		107				
126		130				
127		98				
128	1	138				
129	2	144				
130	2	140				
131	2	143				
132		211				
133		229				
134	1	172				
135	2	285				
136	1	274				
137		12				
138		279				
139	4	371				
140	1	389				
141		425				
142	1	690				
143		639				
144		741				
145		987				
146		1180				
147		525				
148		949				
149		77				
150		165				
151		28				
152		16				
153		1				
154		1				
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161	3	24				
人員計	287	27,689	192	1,352	1,160	30,680
級別構成比	0.9%	90.3%	0.6%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	264,605円	336,087円	405,230円	428,630円	439,563円	343,841円
平均年齢	33.8歳	40.0歳	51.7歳	52.8歳	57.0歳	41.3歳

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長
1					
2					
3					
4					
5					
6		1			
7					
8					
9					
10				3	
11		1		1	
12		1			
13		1			
14		2		5	
15		2			
16		2			
17		1		1	
18				4	
19		7		1	
20		1		1	
21		1		1	
22		1		1	
23		6			
24		4		4	
25		2			
26				1	
27		3		1	
28				9	
29		1			
30		1		3	
31		8			
32		4		3	
33		3			
34		1		4	3
35		4		3	3
36		4		5	
37		1		3	
38				2	
39		3			
40				4	
41				1	
42		1		2	1
43		1		1	
44				1	2
45				1	1
46		1		2	1
47				1	1
48					1
49		2		3	
50				1	1
51		4		2	1
52				1	1
53		1		2	1
54				5	1
55				3	4
56					2
57				2	6
58				2	
59				3	1
60					1
61				2	5
62				1	3
63		1		3	6
64		2		2	3
65				1	2
66				1	5
67				4	5
68				1	6

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
	人	人	人	人	人	人
69				4		
70			3	6		
71			2	7		
72				7		
73			2	10		
74	1			7		
75				10		
76			1	10		
77			2	12		
78				14		
79				11		
80				5		
81				37		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89			1			
90						
91	1					
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
						全級
人員計	人 2	人 80	人 119	人 201	人 6	人 408
級別構成比	% 0.5	% 19.6	% 29.1	% 49.3	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 271,400	円 258,865	円 355,692	円 439,326	円 466,594	円 379,126
平均年齢	歳 39.5	歳 29.4	歳 39.0	歳 52.8	歳 57.8	歳 44.2

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31		1		
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44			1	
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				3
53				
54		1		1
55				1
56				1
57				
58				
59				1
60				
61				
62			1	
63				
64				

職務の級 標準的な 職務	1 級	2 級	3 級	4 級	
号給	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	
66				3	
67					
68			1		
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79			1		
80					
81					
82					
83			1		
84					
85					
86					
87					
88			1		
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
					全 級
人員計	- 人	2 人	7 人	10 人	19 人
級別構成比	- %	10.5 %	36.8 %	52.7 %	100.0 %
平均給料月額	- 円	436,450 円	523,543 円	564,220 円	535,784 円
平均年齢	- 歳	39.5 歳	53.3 歳	58.4 歳	54.5 歳

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		2						
12								
13		1						
14								
15		9						
16								
17		5						
18		1						
19		15						
20								
21		3						
22		1						
23	1	21						
24		1						
25	2	2						
26		2	4					
27		18	1					
28		1		3				
29	4	2						
30		3	8		3			
31	1	8						
32				5				
33	1	2			1			
34		4	10		1			
35		15		2				
36		3	1	6		1		
37	1	3			1			
38		2	8	2	3			
39		13	4	1	2	1		
40		1	1	3	1			
41	1	3		1		1		
42	1	3	1		1			
43		1	1	4	2			
44		1		5	2			
45				2	4	2		
46		5	3	1	1			
47		5		6				
48				4		1		
49		1		2				
50		4	3	1	1			
51		3	1	2	3			
52		1		5	2	1		
53	1		2		3	2		
54		1	1	2	1			
55	1	1			4			
56				2		1		
57					1	4		
58	1	2	1		1	2		
59		1			10	2		
60		1		3	1			
61			3	1	2	7		
62					1	5		
63		3			2	3		
64				1				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66		2	1		1	5			
67					4	2			
68						1			
69				1		7			
70				1	2	7			
71						8			
72					1	5			
73					2	7			
74						58			
75					1				
76									
77		1			1				
78					1				
79					1				
80					1				
81		1							
82									
83					1				
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	15人	178人	54人	66人	70人	133人	1人	1人	518人
級別構成比	2.9%	34.4%	10.4%	12.7%	13.5%	25.7%	0.2%	0.2%	100.0%
平均給料月額	200,747円	231,615円	275,059円	313,805円	367,253円	414,469円	X円	X円	311,839円
平均年齢	25.4歳	29.8歳	34.6歳	38.8歳	43.9歳	52.9歳	X歳	X歳	39.3歳

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 另給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		1					
18							
19							
20							
21		1					
22			1				
23		3					
24							
25							
26							
27		3					
28							
29			1				
30		1	2				
31		1					
32				1			
33		1	1				
34		1	1				
35		6					
36				2			
37							
38			6				
39		1		1			
40		1	1	1			
41		2					
42			2				
43		4			1		
44		1			1		
45		1	2				
46							
47		2	1			1	
48				1		2	
49							
50		1					
51		4			1	1	
52					1		
53		1	1				
54		2			3		
55		1	1				
56							
57		1	1				
58		1			2		
59		4			2		
60		1	1		2		
61					2		
62					1		
63		1					
64		1					
65		2					
66		1					
67		1			1		
68			1		1		
69		1					
70					2		
71		2			3		
72		2					
73					1		
74			1				
75				2		1	
76						1	
77					1		
78					1		
79		1			2	1	
80					2	1	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
	人	人	人	人	人	人	人	人
81						1		
82		1	1			3		
83						1		
84						1		
85		1	1	1		1		
86		1				3		
87						5		
88						3		
89		1				3		
90				1		1		
91				2		2		
92				1		5		
93					1	7		
94				1				
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102		1						
103								
104		1						
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111		1						
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	- 人	65 人	26 人	44 人	50 人	4 人	- 人	189 人
級別構成比	- %	34.4 %	13.7 %	23.3 %	26.5 %	2.1 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	262,157 円	292,465 円	341,093 円	393,428 円	414,800 円	- 円	322,661 円
平均年齢	- 歳	33.9 歳	37.5 歳	42.2 歳	53.8 歳	53.3 歳	- 歳	42.0 歳

# 海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11	1				
12					
13		2			
14		1			
15					
16					
17					
18					
19	1				
20					
21				1	
22					
23					
24					
25					
26					
27	1	1			
28				1	
29		1	1		
30					
31					
32					
33				1	
34					
35					
36					
37			1		
38					
39				1	
40					
41	1				
42					
43					
44				2	
45					
46					
47				2	
48					
49					
50	1				
51					
52					
53				1	
54					
55			1		
56					
57					
58					
59					
60				1	
61					
62					
63			1	1	
64					

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66				1		
67				1		
68				1		
69						
70				1		
71						
72						
73						
74						
75				2		
76						
77						
78						
79				1		
80			1			
81						
82						
83			1			
84				2		
85						
86				2		
87						
88						
89				2		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99			1			
100						
101			2			
人員計	人 5	人 5	人 9	人 24	人 1	人 44
級別構成比	% 11.4	% 11.4	% 20.4	% 54.5	% 2.3	% 100.0
平均給料月額	円 226,380	円 258,400	円 364,356	円 414,129	円 X	円 365,868
平均年齢	歳 24.2	歳 27.4	歳 44.9	歳 46.5	歳 X	歳 41.7

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17		4				
18						
19						
20						
21	1	2				
22						
23	3					
24						
25	4	1				
26						
27	3					
28						
29	4	4				
30		1	1			
31	6					
32	1	1	1			
33	4	2				
34		2				
35	4					
36		1				
37	2			1		
38	2					
39	3	2	2	1		
40		1	2			
41	5	1				
42		1	2			
43					1	
44						
45	3		2		1	
46			2			
47		1	1			
48	2				1	
49	2	1				
50	2	1				
51	1	1	1			
52		1	1			
53				1		
54	2					
55	1	2				
56						
57	1					
58				1		
59						
60						
61	1				1	
62	1				1	
63			1			
64	1					
65					1	
66						
67						
68						
69			1			
70						
71						
72						
73					1	
74					1	
75						
76					3	
77					2	
78						
79						
80						

身給	職務の級						全級
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
標準的な職務	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	課長・上席児童指導員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	人
81				2			
82							
83							
84				1			
85							
86							
87				1			
88							
89				1			
90							
91							
92				2			
93				1			
94							
95							
96				2			
97				8			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人員計	60人	30人	20人	32人	-人	-人	142人
級別構成比	42.3%	21.1%	14.1%	22.5%	-%	-%	100.0%
平均給料月額	207,635円	257,467円	318,470円	387,513円	-円	-円	274,309円
平均年齢	26.7歳	31.2歳	40.0歳	51.8歳	-歳	-歳	35.2歳

### 特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	1
5	3
6	
7	
人員計	5

### 第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

### 第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成29年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	249			6	124	117	2				
	研究職給料表	16			1	15						
	医療職給料表(二)	12				5	3	4				
	医療職給料表(三)	2				1	1					
	海事職給料表	9				9						
	福祉職給料表	2			1	1						
教育職員	教育職給料表(二)	1,166	1	1,165								
警察官	公安職給料表	79				24	33	19		3		
給料表計		1,535										
60歳		615										
61歳		467										
62歳		218										
63歳		157										
64歳		78										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成29年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	322			7	135	180					
	研究職給料表	14			2	12						
	医療職給料表(二)	14					6	8				
	医療職給料表(三)	3				2	1					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	1			1							
教育職員	教育職給料表(二)	1,018		1,018								
警察官	公安職給料表	0										
給料表計		1,372										
60歳		202										
61歳		244										
62歳		314										
63歳		345										
64歳		267										



平成29年職種別民間給与実態調査  
(民間給与関係)

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成29年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	340	76	39	45	131	49
農業, 林業, 漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利 採取業, 建設業	16	7	2	—	5	2
製造業	114	12	11	16	52	23
電気・ガス・熱供給 ・水道業, 情報通信 業, 運輸業, 郵便業	82	15	9	14	29	15
卸売業, 小売業	31	14	4	3	9	1
金融業, 保険業, 不動 産業, 物品賃貸業	15	6	4	—	5	—
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	82	22	9	12	31	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が38所あった。  
 2 調査対象事業所380所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた378所に占める調査完了事業所340所の割合(調査完了率)は、89.9%。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

学歴 項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
		%	%	%	
大学卒	25.7	(26.5)	(73.5)	—	74.3
高校卒	10.3	(41.4)	(58.6)	—	89.7

(注) ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	202,848 円
	短 大 卒	180,568
	高 校 卒	166,138
新 卒 事 務 員	大 学 卒	201,672
	短 大 卒	178,560
	高 校 卒	162,703
新 卒 技 術 者	大 学 卒	205,813
	短 大 卒	※ 189,012
	高 校 卒	168,123
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 196,237
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X
	高 校 卒	X
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	X
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	—
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 209,799
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	—

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にもみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成28年度中に資格免許を取得し、平成29年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、平成26年3月大学卒業後、平成26年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成29年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況  
(平成29年職種別民間給与実態調査)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
%	%	%	%	%
81.0	(86.0)	[7.4]	[16.2]	[76.4]

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。  
2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額  
(平成29年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,477 円
配偶者と子1人	19,774
配偶者と子2人	25,540

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については10,000円、子については1人につき8,000円、配偶者及び子以外については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給する	60.8 %
支給しない	39.2
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の平均額	27,614 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	371,734 円
	上半期 (A 2)	371,886
特別給の支給額	下半期 (B 1)	838,507
	上半期 (B 2)	800,734
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.26 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.15
	年 間	4.41

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。  
備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

部長級 (非役員)		課長級		係 員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
54.2 %	45.8 %	53.8 %	46.2 %	59.7 %	40.3 %

第18表 民間における給与改定の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
課長級	22.2 %	8.7 %	0.2 %	68.9 %
係員	28.5	8.4	0.2	62.9

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

役職段階	定期昇給 制度あり	項目			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
課長級	84.7 %	36.2 %	62.5 %	48.9 %	15.3 %
係員	92.8	47.7	69.2	53.5	7.2

(注)1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
				増額	減額		
課長級	82.6 %	81.3 %	17.9 %	4.7 %	58.7 %	1.3 %	17.4 %
係員	91.8	90.2	20.5	5.5	64.2	1.6	8.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	6.1%	6.1%	8.7%	8.7%
30%	24.0	30.1	16.5	25.2
29%	-	30.1	-	25.2
28%	1.3	31.4	1.7	26.9
27%	4.2	35.6	4.1	31.0
26%	0.2	35.8	0.5	31.5
25%	64.2	100.0	68.5	100.0

第22表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	45	51.7	750,028	3,103	746,925	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模50人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	28	51.0	780,503	5,230	775,273		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	15	53.0	703,298	44	703,254		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	11	53.1	661,482	4,767	656,715	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	8	55.6	671,642	105	671,537		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	46.9	635,983	16,466	619,517		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	398	52.3	675,611	1,765	673,846	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	289	52.3	699,528	2,166	697,362		
	短 大 卒	18	51.2	621,477	99	621,378		
	高 校 卒	91	52.6	612,298	822	611,476		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	217	52.0	663,109	1,890	661,219	同 上	同 上
	大 学 卒	165	51.6	675,064	1,379	673,685		
	短 大 卒	25	52.2	660,219	5,354	654,865		
高 校 卒	27	54.2	590,439	1,996	588,443			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	111	50.7	597,729	3,092	594,637	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	同 上	
大 学 卒	92	50.7	610,254	1,995	608,259			
短 大 卒	8	50.1	513,065	0	513,065			
高 校 卒	11	51.4	571,465	14,215	557,250			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長—課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまっ て支 給す る給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	142	51.8	628,003	7,702	620,301	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	124	51.5	632,640	7,295	625,345		
	短 大 卒	9	52.1	634,096	7,738	626,358		
	高 校 卒	9	54.6	560,169	13,132	547,037		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	1,017	48.0	587,134	6,518	580,616	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	669	47.7	610,208	6,042	604,166		
	短 大 卒	82	47.5	544,630	3,305	541,325		
	高 校 卒	262	49.0	539,539	8,684	530,855		
	中 学 卒	4	52.2	629,630	2,637	626,993		
	技術課長	678	48.2	581,844	11,200	570,644	同 上	同 上
	大 学 卒	474	47.5	587,498	7,773	579,725		
	短 大 卒	60	49.0	569,250	17,098	552,152		
	高 校 卒	143	50.6	568,021	21,479	546,542		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	469	46.4	562,471	36,922	525,549	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	同 上
	大 学 卒	324	45.6	570,400	37,772	532,628		
	短 大 卒	42	45.2	525,725	42,622	483,103		
	高 校 卒	102	50.3	544,292	31,248	513,044		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	330	44.1	555,835	80,994	474,841	同 上	同 上	
大 学 卒	220	42.2	532,445	62,169	470,276			
短 大 卒	38	44.6	608,201	126,647	481,554			
高 校 卒	72	49.2	594,593	110,149	484,444			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 「中間職（課長―係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまっ て支 給す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	974	45.1	473,800	67,108	406,692	係の長及び係長級 専門職	本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	479	42.2	459,250	59,749	399,501		
	短大卒	99	43.7	437,977	52,555	385,422		
	高校卒	395	48.3	495,840	77,501	418,339		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術係長	470	44.6	505,054	74,134	430,920	同上	同上
	大学卒	193	40.9	469,679	70,955	398,724		
	短大卒	51	43.9	492,595	84,800	407,795		
	高校卒	224	48.0	538,997	74,999	463,998		
	中学卒	2	49.2	448,411	43,360	405,051		
	事務主任	805	40.7	399,029	58,588	340,441	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	同上
	大学卒	399	37.5	399,305	60,462	338,843		
	短大卒	119	42.1	406,045	54,727	351,318		
	高校卒	284	44.1	395,968	57,420	338,548		
	中学卒	3	42.6	374,652	107,863	266,789		
	技術主任	664	41.9	470,714	78,411	392,303	同上	同上
	大学卒	389	39.0	461,672	74,036	387,636		
	短大卒	55	43.7	471,213	97,190	374,023		
	高校卒	219	46.4	486,838	81,692	405,146		
	中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	3,500	36.3	323,778	40,041	283,737		同上	
大学卒	1,783	32.9	332,869	43,901	288,968			
短大卒	598	38.9	317,593	32,408	285,185			
高校卒	1,105	40.6	311,330	37,465	273,865			
中学卒	14	42.8	336,759	55,139	281,620			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,160	33.3	368,789	74,213	294,576		{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	1,038	30.8	355,690	66,902	288,788		
	短 大 卒	317	32.7	362,270	82,682	279,588		
	高 校 卒	801	36.2	385,721	78,053	307,668		
	中 学 卒	4	45.0	335,166	42,234	292,932		

## 2 企業規模500人以上

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	41	51.4	762,424	3,461	758,963	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	26	50.4	801,509	5,793	795,716		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	13	53.1	701,739	51	701,688		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	5	54.4	756,149	175	755,974	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	5	54.4	756,149	175	755,974		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	237	51.4	717,328	2,114	715,214	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	191	51.4	734,289	2,232	732,057		
	短 大 卒	10	50.7	624,469	167	624,302		
	高 校 卒	36	51.6	654,744	1,993	652,751		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	135	52.5	722,009	3,220	718,789	同 上	同 上
	大 学 卒	105	52.0	737,293	2,320	734,973		
	短 大 卒	15	54.2	683,297	7,981	675,316		
	高 校 卒	15	53.6	655,237	4,090	651,147		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	59	51.1	654,177	2,344	651,833	{ 上記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	58	51.1	654,323	2,390	651,933			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	技術部次長	121	51.6	638,604	8,787	629,817	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	108	51.4	641,373	8,094	633,279		
	短 大 卒	7	52.7	643,282	8,923	634,359		
	高 校 卒	6	53.3	573,218	23,273	549,945		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	708	48.1	621,806	7,348	614,458	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	510	47.7	637,041	6,930	630,111		
	短 大 卒	56	47.1	576,204	2,686	573,518		
	高 校 卒	140	49.8	582,289	10,603	571,686		
	中 学 卒	2	57.1	554,605	7,182	547,423		
	技術課長	469	48.3	614,345	12,982	601,363	同 上	同 上
	大 学 卒	354	47.7	611,148	7,654	603,494		
	短 大 卒	34	49.1	595,828	19,424	576,404		
	高 校 卒	81	51.4	643,847	38,615	605,232		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	389	46.4	576,535	38,441	538,094	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	288	45.7	577,806	39,746	538,060		
	短 大 卒	32	45.3	548,999	43,072	505,927		
	高 校 卒	69	50.8	580,891	28,818	552,073		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	258	43.3	565,795	87,754	478,041	同 上	同 上	
大 学 卒	180	41.9	542,506	65,990	476,516			
短 大 卒	35	44.3	611,494	131,233	480,261			
高 校 卒	43	47.7	613,399	131,647	481,752			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	682	45.4	500,808	76,415	424,393	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大 学 卒	355	42.5	480,486	65,598	414,888		
	短 大 卒	60	42.8	449,737	59,691	390,046		
	高 校 卒	267	48.8	530,557	90,699	439,858		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 長	298	44.9	539,214	79,889	459,325	同 上	同 上
	大 学 卒	107	40.4	502,339	77,120	425,219		
	短 大 卒	30	43.9	506,842	86,935	419,907		
	高 校 卒	161	48.5	572,581	80,738	491,843		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	442	39.3	421,002	59,934	361,068	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
	大 学 卒	240	35.9	417,123	67,274	349,849		
	短 大 卒	85	41.2	422,041	55,584	366,457		
	高 校 卒	117	43.0	426,223	51,808	374,415		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	444	43.1	500,816	79,597	421,219	同 上	同 上
	大 学 卒	261	40.0	485,528	68,401	417,127		
	短 大 卒	32	45.1	491,106	103,341	387,765		
	高 校 卒	150	47.7	527,598	93,695	433,903		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
事 務 係 員	2,025	35.9	333,176	43,737	289,439		行政職 1級	
大 学 卒	1,128	32.1	336,394	48,174	288,220			
短 大 卒	383	39.3	326,531	33,275	293,256			
高 校 卒	507	42.0	330,303	41,191	289,112			
中 学 卒	7	40.3	381,689	70,145	311,544			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	技 術 係 員	1,342	33.5	386,031	83,074	302,957		行政職 1級
	大 学 卒	586	30.5	372,573	73,779	298,794		
	短 大 卒	198	32.6	375,374	91,966	283,408		
	高 校 卒	556	36.2	401,556	86,386	315,170		
	中 学 卒	2	44.4	365,141	51,056	314,085		

3 企業規模100人以上500人未満

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	54.4	642,633	0	642,633	構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	2	56.1	585,256	0	585,256		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	52.3	713,893	0	713,893		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	5	50.6	593,692	10,082	583,610	構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	2	56.5	526,906	0	526,906		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	46.9	635,983	16,466	619,517		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	147	53.7	624,757	1,042	623,715	2課以上又は構成 員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	93	53.9	638,483	1,595	636,888		
	短 大 卒	7	51.3	609,070	0	609,070		
	高 校 卒	47	53.7	599,388	68	599,320		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	72	50.9	594,917	67	594,850	同 上	同 上
	大 学 卒	57	51.1	592,000	80	591,920		
	短 大 卒	10	48.2	613,164	0	613,164		
	高 校 卒	5	53.1	605,059	0	605,059		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	49	50.1	544,665	3,973	540,692	上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び 部次長級専門職 中間職(部長—課 長間)	同 上	
大 学 卒	34	50.1	545,409	1,414	543,995			
短 大 卒	6	49.2	510,398	0	510,398			
高 校 卒	9	51.0	571,744	17,571	554,173			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	20	52.9	564,948	524	564,424	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	16	52.5	560,416	682	559,734		
	短 大 卒	2	48.0	574,125	0	574,125		
	高 校 卒	2	57.1	582,441	0	582,441		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	261	47.8	521,043	4,346	516,697	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	141	47.3	528,633	2,554	526,079		
	短 大 卒	25	48.2	473,775	4,907	468,868		
	高 校 卒	94	48.3	515,134	6,816	508,318		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	173	48.4	516,358	5,858	510,500	同 上	同 上
	大 学 卒	102	47.2	525,779	6,919	518,860		
	短 大 卒	24	48.8	517,067	7,456	509,611		
	高 校 卒	47	50.8	495,513	2,926	492,587		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	73	46.3	459,546	23,540	436,006	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	36	44.1	463,502	9,275	454,227		
	短 大 卒	9	44.8	439,631	35,067	404,564		
	高 校 卒	28	49.5	462,309	36,075	426,234		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	66	48.6	502,623	39,651	462,972	同 上	同 上	
大 学 卒	35	44.4	468,239	30,802	437,437			
短 大 卒	3	53.4	517,234	0	517,234			
高 校 卒	28	53.2	542,335	53,312	489,023			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	234	43.9	392,572	35,025	357,547	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	100	40.1	381,144	34,732	346,412		
	短大卒	33	45.3	406,350	38,596	367,754		
	高校卒	101	46.9	397,887	34,057	363,830		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	119	44.7	443,222	59,241	383,981	同 上	同 上
	大学卒	60	41.9	417,680	55,987	361,693		
	短大卒	10	41.5	461,001	76,071	384,930		
	高校卒	47	48.0	467,496	60,423	407,073		
	中学卒	2	49.2	448,411	43,360	405,051		
	事務主任	298	42.3	376,517	58,577	317,940	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	134	39.2	379,621	52,310	327,311		
	短大卒	25	44.6	346,248	43,435	302,813		
	高校卒	136	45.0	378,235	66,208	312,027		
	中学卒	3	42.6	374,652	107,863	266,789		
	技術主任	192	39.5	427,045	80,122	346,923	同 上	同 上
	大学卒	111	37.0	430,934	87,074	343,860		
	短大卒	23	42.5	453,279	91,645	361,634		
	高校卒	58	43.6	405,382	58,907	346,475		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,216	36.8	312,899	34,501	278,398		行政職 1級	
大学卒	561	34.8	328,712	34,615	294,097			
短大卒	188	38.0	302,764	31,066	271,698			
高校卒	462	38.9	296,773	36,010	260,763			
中学卒	5	45.0	258,924	18,005	240,919			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	う ち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	技 術 係 員	623	32.4	331,146	54,061	277,085		行政職 1級
	大 学 卒	370	30.9	331,922	57,766	274,156		
	短 大 卒	85	32.8	316,890	47,220	269,670		
	高 校 卒	167	36.0	337,229	48,175	289,054		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		

## 4 企業規模50人以上100人未満

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	X	X	X	X	X	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	14	52.2	532,748	3,657	529,091	{ 2課以上又は構成 員20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	5	53.8	553,610	12,387	541,223		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	8	51.3	512,183	104	512,079		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	10	54.3	498,671	0	498,671	同 上	同 上
大 学 卒	3	50.7	532,207	0	532,207			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	7	55.9	484,299	0	484,299			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	3	54.6	518,542	922	517,620	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長—課長 間)	同 上	
大 学 卒	—	—	—	—	—			
短 大 卒	2	55.0	526,068	0	526,068			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	X	X	X	X	X	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	48	48.6	434,119	5,963	428,156	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	18	49.8	459,295	7,031	452,264		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	28	47.7	415,926	5,766	410,160		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	36	46.5	475,660	14,012	461,648	同 上	同 上
	大 学 卒	18	47.0	480,365	15,094	465,271		
	短 大 卒	2	49.6	505,988	67,957	438,031		
	高 校 卒	15	46.2	472,801	7,316	465,485		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	7	48.5	432,017	44,287	387,730	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	5	47.4	423,912	42,259	381,653		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	6	48.2	436,462	45,991	390,471	同 上	同 上	
大 学 卒	5	46.0	412,284	55,189	357,095			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	58	45.3	385,352	52,935	332,417	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大 学 卒	24	45.2	377,657	50,235	327,422		
	短 大 卒	6	42.5	529,610	69,204	460,406		
	高 校 卒	27	45.8	366,582	51,974	314,608		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 係 長	53	42.9	419,862	69,194	350,668	同 上	同 上
	大 学 卒	26	41.5	413,930	70,403	343,527		
	短 大 卒	11	45.9	473,762	85,531	388,231		
	高 校 卒	16	43.6	399,724	58,166	341,558		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	65	43.4	355,152	49,135	306,017	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大 学 卒	25	41.8	362,337	50,007	312,330		
	短 大 卒	9	45.2	376,044	75,393	300,651		
	高 校 卒	31	44.2	343,699	41,323	302,376		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	28	39.8	342,178	47,111	295,067	同 上	同 上
	大 学 卒	17	38.1	346,603	57,661	288,942		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	11	42.5	335,341	30,807	304,534		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 係 員	259	37.3	277,774	28,353	249,421	同 上	行政職 1級	
大 学 卒	94	32.2	298,800	34,143	264,657			
短 大 卒	27	39.7	253,126	25,380	227,746			
高 校 卒	136	39.8	268,352	24,497	243,855			
中 学 卒	2	46.1	386,479	104,517	281,962			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技 術 係 員	195	34.5	306,886	45,259	261,627		行政職 1級
	大 学 卒	82	32.6	322,769	50,680	272,089		
	短 大 卒	34	32.7	306,103	52,868	253,235		
	高 校 卒	78	37.2	290,547	37,129	253,418		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	9	53.0	200,655	4,893	195,762	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	7	49.6	354,127	96,418	257,709	
	守 衛	11	39.4	264,724	53,845	210,879	
	用 務 員	14	37.2	262,476	37,953	224,523	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	12	55.6	755,699	0	755,699	
	大 学 教 授	69	57.6	827,699	103,278	724,421	
	大 学 准 教 授	58	48.7	746,851	114,707	632,144	
	大 学 講 師	25	43.8	665,904	141,403	524,501	
	大 学 助 教	41	37.0	593,731	153,010	440,721	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	11	59.1	645,156	10,247	634,909	
高 等 学 校 教 諭	124	46.6	491,385	10,503	480,882		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	57.0	822,214	0	822,214	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 部（課）長	37	50.8	677,880	651	677,229	
	研 究 室（係）長	38	45.7	571,237	6,666	564,571	
	主 任 研 究 員	140	43.7	563,215	29,604	533,611	
	研 究 員	138	36.0	431,059	42,760	388,299	
	研 究 補 助 員	22	34.2	410,079	57,238	352,841	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	62.5	982,493	5,650	976,843	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上
	副 院 長	4	56.5	762,277	11,300	750,977	
	医 科 長	5	56.2	752,330	0	752,330	
	医 師	34	49.0	683,762	40,924	642,838	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	8	46.5	492,433	16,180	476,253	
	薬 剤 師	63	35.8	353,361	47,307	306,054	
	診 療 放 射 線 技 師	65	39.2	409,834	52,349	357,485	
	臨 床 検 査 技 師	62	41.5	400,588	28,970	371,618	
	栄 養 士	41	36.6	299,617	32,632	266,985	
	理 学 療 法 士	56	33.3	326,333	26,223	300,110	
	作 業 療 法 士	49	33.8	308,340	10,594	297,746	
	総 看 護 師 長	9	52.0	600,417	10,578	589,839	
看 護 師 長	81	46.2	447,476	28,608	418,868		
看 護 師	319	34.7	361,819	61,306	300,513		
准 看 護 師	117	46.2	346,919	56,517	290,402		

その3 再雇用者

企業規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	X	X	X	X	X	その1給与比較の 対象職種の備考欄 参照
60歳男性	-	-	-	-	-	
事務・技術部長	38	62.4	502,976	5,107	497,869	
60歳男性	9	-	584,511	1,707	582,804	
事務・技術部次長	2	63.0	435,993	0	435,993	
60歳男性	X	-	X	X	X	
事務・技術課長	32	62.6	310,890	50	310,840	
60歳男性	9	-	338,660	0	338,660	
事務・技術課長代理	27	61.4	352,067	23,476	328,591	
60歳男性	11	-	342,775	18,045	324,730	
事務・技術係長	14	62.2	296,647	16,994	279,653	
60歳男性	3	-	294,425	0	294,425	
事務・技術主任	7	62.7	272,467	22,282	250,185	
60歳男性	-	-	-	-	-	
事務・技術係員	512	62.0	266,594	18,570	248,024	
60歳男性	102	-	273,925	24,679	249,246	

事務・  
技術関係  
職種

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模 500人以上の事業所	企業規模 100人以上 500人未満の事業所	企業規模 50人以上 100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長		
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	支店長・工場長 部長・部次長
5級	班長・副主幹			
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

# 職員給与と民間給与との比較

第23表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
378,578 円	377,330 円	1,248 円 ( 0.33 % )

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。  
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

## 平成29年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成29年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成29年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成29年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

#### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成28年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,600 <sup>円</sup>	52,170 <sup>円</sup>	61,090 <sup>円</sup>	70,010 <sup>円</sup>	78,910 <sup>円</sup>
住居関係費	31,700	39,120	33,400	27,680	21,970
被服・履物費	2,990	7,500	9,760	12,020	14,290
雑費Ⅰ	40,010	54,090	74,530	94,990	115,440
雑費Ⅱ	7,040	20,500	22,220	23,950	25,670
計	111,340	173,380	201,000	228,650	256,280

# 勞 働 經 濟 指 標

第25表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③		④	⑤						⑥		
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)						所定内 (調査)		
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (倍)	千 葉 県 (倍)		全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県		
						一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
平成 27年度	1.3	1.1	1.23	1.04	3.3	289.1	0.5	352.1	264.1	1.3	343.5	264.0	0.6	320.0
28年度	1.3	0.9	1.39	1.17	3.0	290.0	0.3	352.7	264.8	0.3	344.4	265.0	0.4	320.7
平成 28年 4月		0.8	1.33	1.10	3.2	293.8	0.5	357.0	269.6	0.8	349.1	267.6	0.4	323.4
5月	0.5	0.8	1.35	1.13	3.2	287.5	0.3	348.6	266.3	1.5	345.9	263.0	0.1	317.5
6月		0.9	1.36	1.15	3.1	290.3	0.0	352.3	263.8	△ 0.2	342.5	265.7	0.1	320.8
7月		0.8	1.37	1.17	3.0	290.1	0.3	352.4	264.5	0.5	343.7	265.5	0.4	321.1
8月	0.2	0.9	1.37	1.17	3.1	288.3	0.3	350.3	262.4	△ 0.2	340.5	264.3	0.5	319.7
9月		1.0	1.38	1.16	3.0	289.1	0.3	351.5	261.8	0.4	341.5	265.0	0.5	320.6
10月		0.9	1.40	1.17	3.0	291.0	0.4	353.8	263.5	△ 0.7	344.3	265.6	0.5	321.4
11月	0.4	1.0	1.41	1.17	3.1	290.7	0.6	353.6	265.3	0.0	347.7	265.1	0.7	320.8
12月		1.0	1.43	1.18	3.1	290.7	0.5	354.4	266.4	0.3	346.3	264.9	0.6	321.4
平成 29年 1月		1.1	1.43	1.19	3.0	288.1	0.4	351.1	262.5	0.1	341.5	263.4	0.6	319.6
2月	0.3	1.1	1.43	1.20	2.8	289.3	0.3	353.1	265.9	1.2	344.5	264.1	0.3	320.7
3月		1.1	1.45	1.22	2.8	291.4	△ 0.2	354.3	266.2	0.0	345.6	266.1	0.0	322.0
4月		1.6	1.48	1.23	2.8	295.0	0.3	357.5	272.9	1.1	351.2	268.9	0.6	324.2
5月	0.6	1.8	1.49	1.19	3.1	289.1	0.5	349.8	268.4	0.8	343.3	264.8	0.7	319.0
6月		1.5	1.51	1.24	2.8	291.5	0.4	352.8	267.9	1.6	344.5	267.3	0.7	321.9

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月  
(注)1 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成27年基準(ただし、⑤、⑥のうち千葉県の平成27年度、⑫の平成27年度については  
2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。  
3 ⑩の平成27年度、平成28年度の欄は、それぞれ平成27暦年、平成28暦年の数値である。

給 与 産業計)			⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目) (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数	
			千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 市	全 国	千 葉 市			
	前年度比・ 前年同月比 (千円)	一般 労働者 (%)	(千円)	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
	240.3	0.8	309.9	25.1	23.8	148.9	144.2	12.8	12.4	315.4	△ 1.0	302.9	△ 5.0	0.2	0.5	△ 3.2
	240.8	0.2	310.5	25.0	24.0	148.3	143.9	12.7	12.5	310.4	△ 1.6	345.3	14.0	△ 0.1	0.1	△ 2.3
	245.9	0.9	316.0	26.3	23.8	153.8	147.7	13.3	12.7	337.3	1.3	350.2	1.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 4.4
	239.9	0.0	308.8	24.5	26.3	142.7	142.6	12.2	14.1	308.0	△ 2.9	425.8	51.2	△ 0.5	△ 0.1	△ 4.6
	240.1	△ 0.5	308.9	24.6	23.6	154.0	149.2	12.5	12.4	277.5	△ 5.4	288.7	18.5	△ 0.4	△ 0.1	△ 4.5
	240.9	0.6	310.5	24.5	23.6	151.5	146.6	12.5	12.4	303.9	△ 3.7	451.0	66.3	△ 0.4	0.0	△ 4.2
	239.3	0.0	308.0	24.0	23.1	145.0	141.7	11.9	11.5	302.0	△ 4.9	286.2	△ 9.8	△ 0.5	0.2	△ 3.8
	238.0	△ 0.2	307.8	24.1	23.7	148.8	143.8	12.5	12.3	297.3	△ 0.7	287.1	△ 13.5	△ 0.5	△ 0.1	△ 3.3
	239.6	△ 0.4	310.5	25.4	23.9	148.3	142.9	12.8	12.2	306.6	△ 1.2	293.0	6.7	0.1	0.5	△ 2.7
	240.8	△ 0.1	313.0	25.6	24.4	150.5	145.7	13.1	12.7	295.3	0.1	311.6	9.4	0.5	0.7	△ 2.3
	242.0	0.6	312.1	25.9	24.4	148.0	143.9	13.1	12.9	350.3	3.0	367.2	5.2	0.3	0.3	△ 1.2
	239.4	0.8	309.1	24.7	23.0	139.2	136.1	12.3	11.6	307.3	△ 1.8	364.7	△ 5.8	0.4	0.4	0.5
	241.9	0.9	310.8	25.2	24.0	146.7	141.9	12.7	12.1	298.2	0.0	268.2	△ 19.4	0.3	0.0	1.1
	241.5	△ 0.2	311.0	25.3	24.7	150.3	144.2	13.1	13.0	337.4	0.6	420.4	15.9	0.2	0.0	1.4
	247.2	0.5	315.4	26.1	25.7	153.1	148.7	13.2	13.3	330.4	△ 2.1	348.6	△ 0.5	0.4	0.3	2.1
	243.8	1.6	309.5	24.2	24.6	144.7	143.5	12.3	12.5	314.1	2.0	274.9	△ 35.4	0.4	0.1	2.1
	243.1	1.3	309.7	24.2	24.7	154.2	149.1	12.3	12.2	295.7	6.6	269.0	△ 6.8	0.4	0.3	2.2

勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行平成22年基準)である。



# 人 事 院 勸 告

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

### I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

### II 民間給与との較差に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率87.8%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 631円 0.15%〔行政職（一）…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳〕  
〔俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円〕  
(注) 俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.42月（公務の支給月数 4.30月）

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

##### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

## (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

## (3) 初任給調整手当

医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
29年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）
30年度以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.90月	0.90月

### [実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## III 給与制度の総合的見直し等

### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
  - \* 55歳を超える職員（行政職俸給表（一）6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

### 2 その他

#### (1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

#### (3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応じていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

#### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

#### (3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

#### (2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

#### (3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

#### (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

